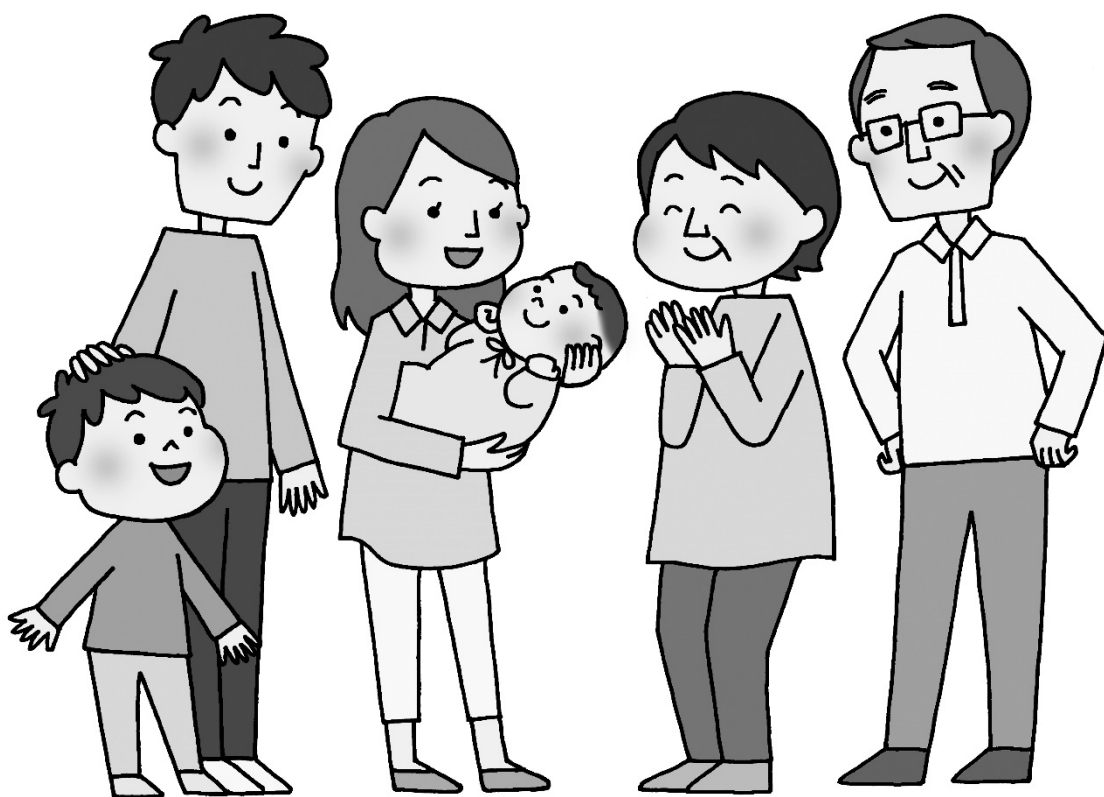


南越前町

子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

南越前町

ごあいさつ

南越前町が誕生して 10 周年を迎えました。これまで住民の皆さまには、様々な機会に対話を通じ調和を図られ、まちづくりにお取り組みいただきましたことに深く敬意を表します。

しかしながら、本町は町村合併以後も少子化に歯止めがかからず、その進行の速さは、他の市町を上回るものがあります。

平成 22 年 3 月には「南越前町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、少子化が進行する中であっても、子どもが健やかに育ち、子育てに夢を持つことができるまちづくりに努めてきました。

平成 24 年には、国は子どもの最善の利益が実現される社会を目指すために「子ども・子育て関連法」を制定しました。

本町においても年少人口が著しく減少し、将来においてさらに深刻な状況が推測される状況を鑑み、子どもたちにとってふさわしい教育や保育、地域の子育て支援を総合的かつ一体的に推進していくために「南越前町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画は、基本理念に「子どもの瞳が輝き、笑顔があふれるまちづくりを目指して ～家庭から広げる子育ての輪～」を掲げ、教育・保育サービスの充実を重点目標とし、子どもの健全育成などの 7 つの基本目標を定めました。

子どもたちは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることによって、自分を愛し、大人を尊敬していくようになります。また、子育て中の親だけでなく、次世代の親となる人たちが子育ての意義について理解を一層深め、子育てに対する喜びと期待が実感できるまちづくりを推進していかなければなりません。

この計画を実行するためには、家庭を中心に地域、保育、教育など子どもたちに関わるすべての大人たちが力を合わせ、取り組むことが必要です。今後ともご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「南越前町子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」にご協力いただきました多くの保護者の皆さまや関係者に心より感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

南越前町長 川野 順万



目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 南越前町の子ども・子育てを取り巻く現状	2
1 統計資料から見る現状と推計	2
2 ニーズ調査から見る現状	8
3 現状・課題のまとめと今後の方向性	21
第3章 計画の基本理念と施策の体系	22
1 計画の基本理念	22
2 計画の目標	23
3 施策体系	25
第4章 施策の展開	26
重点目標 教育・保育サービスの充実	26
基本目標1 子どもの健全育成	37
基本目標2 子どもや母親の健康の確保	39
基本目標3 子どもの教育環境の整備	43
基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備	46
基本目標5 仕事と家庭の両立の推進	48
基本目標6 子どもの安全の確保	50
基本目標7 特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進	51
第5章 推進体制	54
1 住民や地域、関係団体等との協働	54
2 庁内の推進体制	54
3 計画の進行管理	54
参考資料	55
1 南越前町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の概要	55
2 南越前町子ども・子育て会議設置要綱	56
3 南越前町子ども・子育て会議委員名簿	58

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の子育て支援は、これまで少子化対策を主として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。しかし出生率の低下に伴う少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱く状況は、より顕著になってきました。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本町においても、年少人口が減少を続ける中で、子どもたちにとってふさわしい教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、「南越前町次世代育成支援行動計画」の趣旨を継承し、「南越前町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、国の定める基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定められるものです。

本計画の策定にあたっては、総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間を計画期間とします。

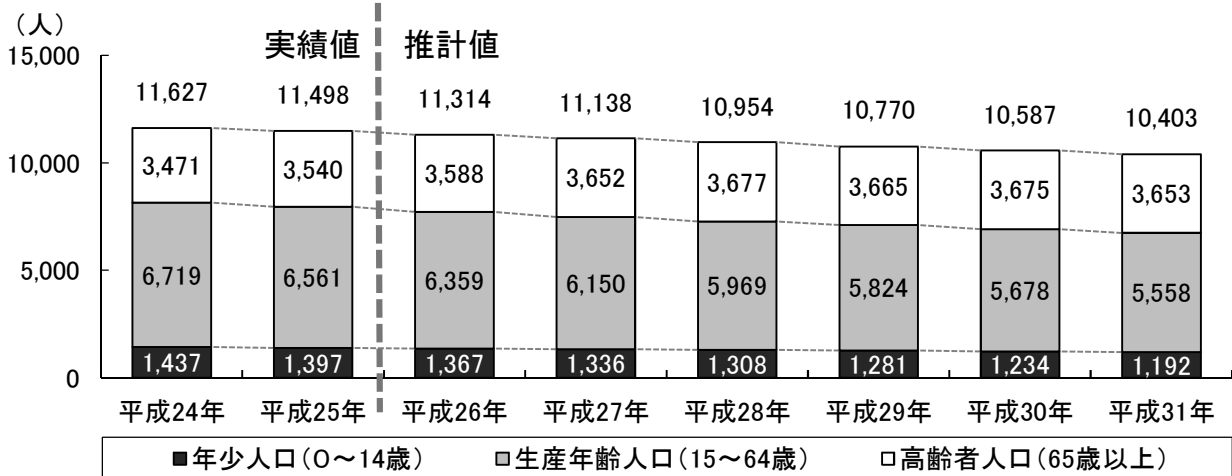
第2章 南越前町の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計資料から見る現状と推計

人口の状況

(1) 総人口と年齢階層別人口の推移と将来推計

平成31年における本町の総人口は、平成25年と比べ1,000人以上(約9.5%)減少する見込みとなっています。年少人口は200人以上(約14%)、生産年齢人口においては1,000人以上(約15%)減少する一方で、高齢者人口は100人以上(約3%)増加することが予測されます。

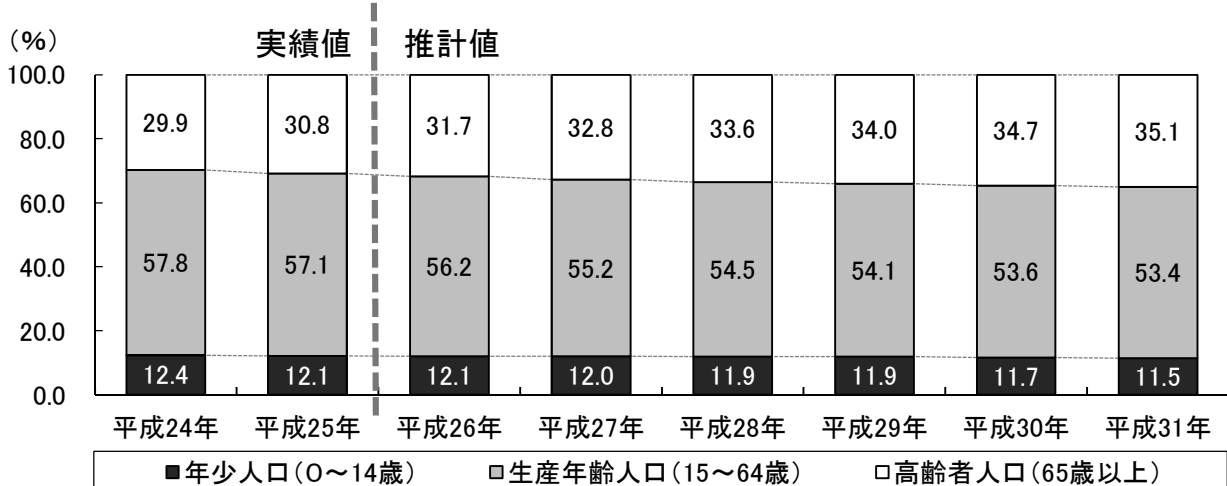


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

推計方法:コーホート変化率法(平成21年~平成25年の住民基本台帳及び外国人登録人口を基準値として採用)

(2) 総人口における年齢階層別人口比率の推移と将来推計

平成31年の本町の年齢階層別人口比率は、平成25年と比べ高齢者人口が占める割合が4.3ポイント増加する一方、年少人口が占める割合は0.6ポイント、生産年齢人口が占める割合は3.7ポイント、それぞれ減少することが予測されます。



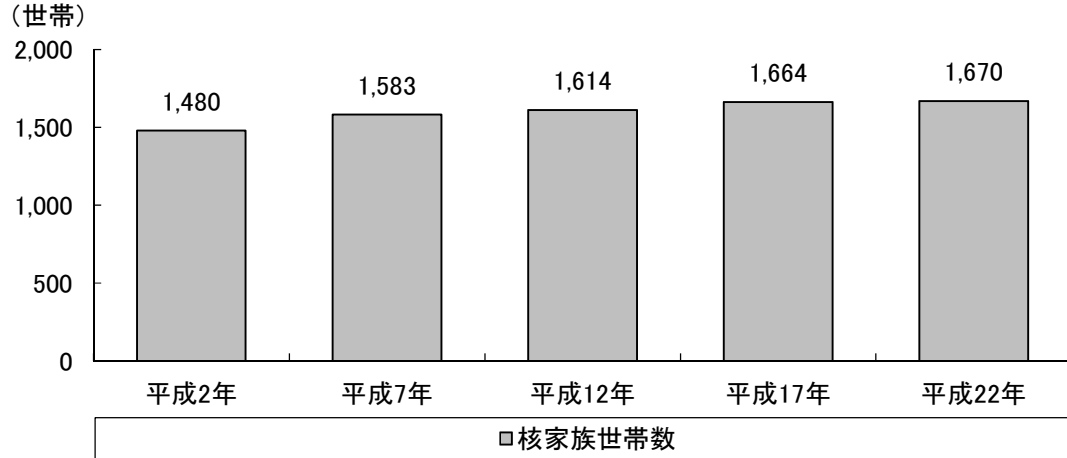
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

推計方法:コーホート変化率法(平成21年~平成25年の住民基本台帳及び外国人登録人口を基準値として採用)

世帯の状況

(1) 核家族世帯数の推移

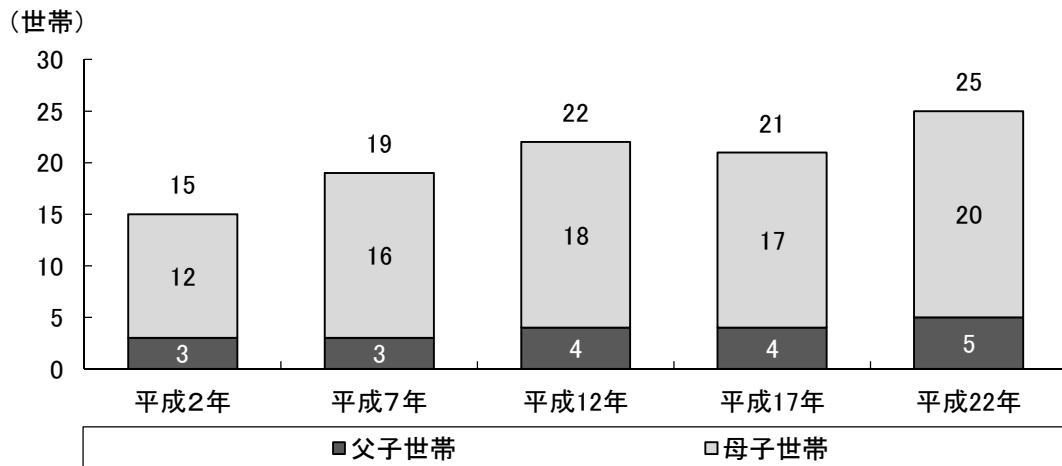
核家族世帯数は年々増加傾向にあり、平成2年から平成22年の20年間で約13%増加しています。



資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数は、平成2年から平成12年にかけて増加し、平成17年にかけて微減するも、平成22年にかけて再び増加に転じ、その伸び率は、母子世帯数、父子世帯数ともに20年間で約1.7倍になっています。

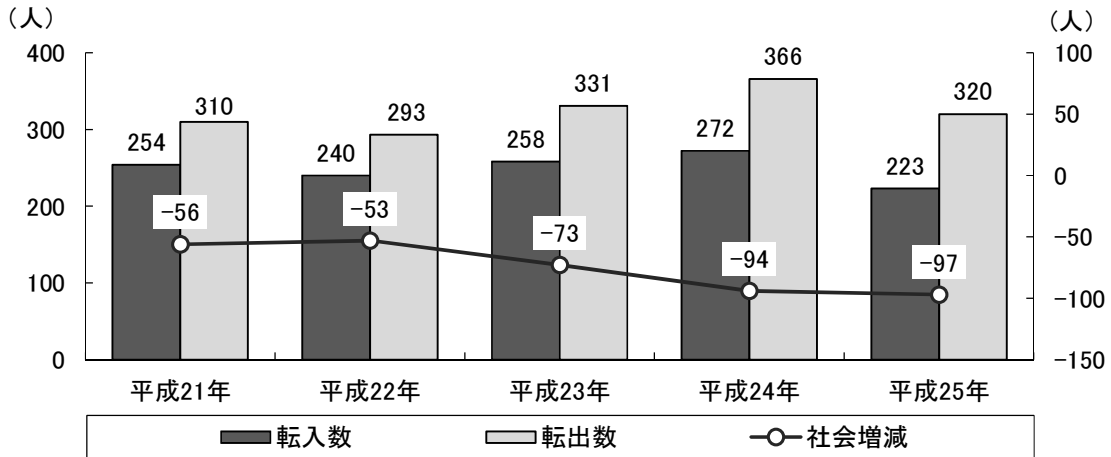


資料：国勢調査

人口動態

(1) 社会動態（転入と転出）

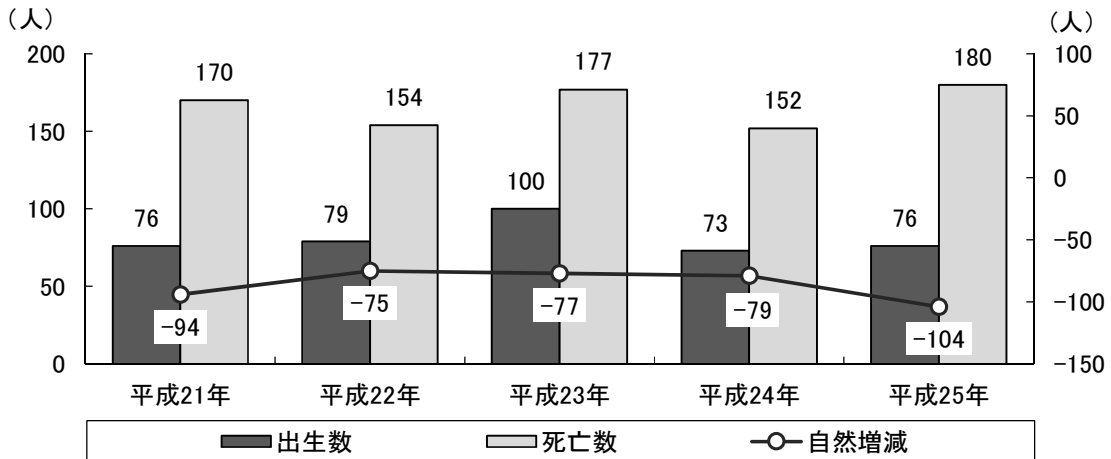
転出数と転入数の差は年々拡大しています。



資料：福井県統計年鑑

(2) 自然動態（出生と死亡）

出生数と死亡数の差は、平成25年に死亡数が増加したことにより、大幅に拡大しています。



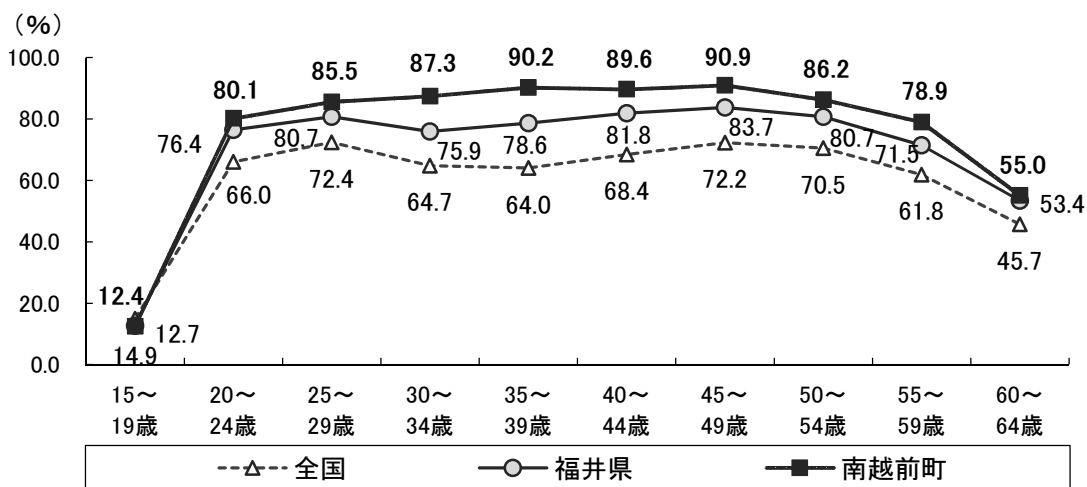
資料：福井県統計年鑑

保護者の就労状況

(1) 女性の労働力率

本町の女性の労働力率を年齢階層別にみると、全国的には30歳台で労働力率が低下するM字型曲線がみられず、20歳以上のすべての年代において全国・福井県の水準を上回っています。

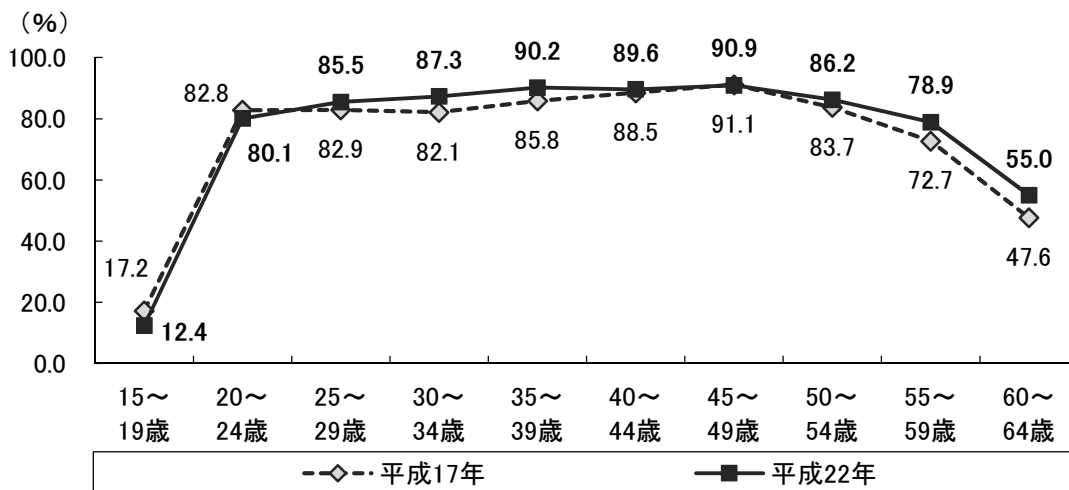
■女性の年齢階層別労働力率（全国・福井県・南越前町の比較）



資料：国勢調査

本町における平成17年と平成22年の女性の労働力率を比較すると、25～44歳、50～64歳の労働力率が上昇しています。

■南越前町における女性の年齢階層別労働力率（平成17年・平成22年の比較）



資料：国勢調査

子どもに関する状況

(1) 保育所(園)・認定こども園の状況

■町内保育所(園)・認定こども園の入所者数の推移

単位:人

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
南条保育所	135	139	116	106	99
南条第2保育所	72	85	64	75	84
湯尾保育所	68	64	54	58	60
河野保育園	58	64	53	50	48
今庄認定こども園	90	87	82	81	75
町内保育所(園)合計	423	439	369	370	366

■各保育所(園)・認定こども園の状況

単位:人

南条保育所	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
定員	140	140	140	140	140
入所者数	135	139	116	106	99
常勤保育士数	16	18	18	14	16

単位:人

南条第2保育所	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
定員	80	80	80	80	80
入所者数	72	85	64	75	84
常勤保育士数	11	11	11	14	14

単位:人

湯尾保育所	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
定員	60	60	60	60	60
入所者数	68	64	54	58	60
常勤保育士数	11	12	11	14	10

単位:人

河野保育園	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
定員	80	80	80	80	80
入所者数	58	64	53	50	48
常勤保育士数	10	10	10	10	10

単位:人

今庄認定こども園	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
定員	105	105	105	105	105
入所者数	90	87	82	81	75
常勤保育士・教諭数	12	12	12	13	13

資料:保健福祉課

(2) 放課後子ども教室

■放課後子ども教室の状況

単位:人

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
南条児童館	6,880	2,890	2,486	2,900	1,700
湯尾児童館	4,340	2,555	2,772	2,400	2,100
今庄児童館	4,067	2,532	2,736	2,000	2,600
河野児童館	6,425	2,423	2,120	2,000	900
町内児童館合計	21,712	10,400	10,114	9,300	7,300

(3) 放課後児童クラブ

■放課後児童クラブの状況

単位:人

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
南条児童館	46	27	32	32	40
湯尾児童館	24	27	33	33	35
今庄児童館	22	35	33	39	38
河野児童館	24	30	32	33	33
町内児童館合計	116	119	130	137	146

資料:保健福祉課

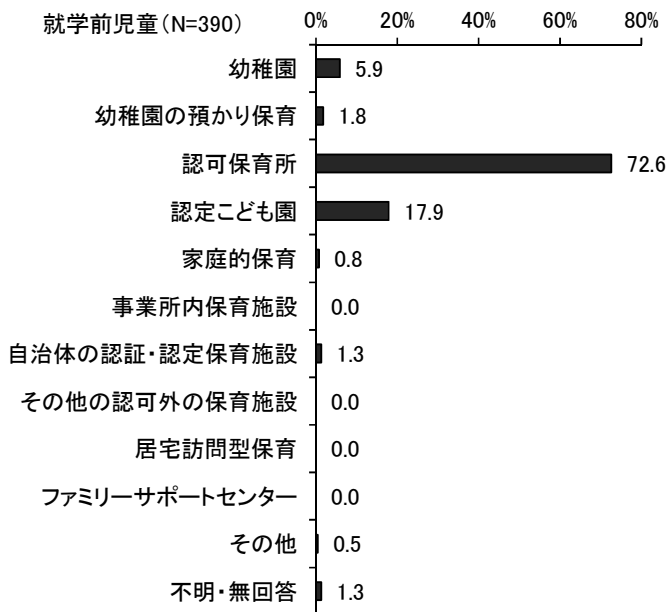
2 ニーズ調査から見る現状

教育・保育事業について

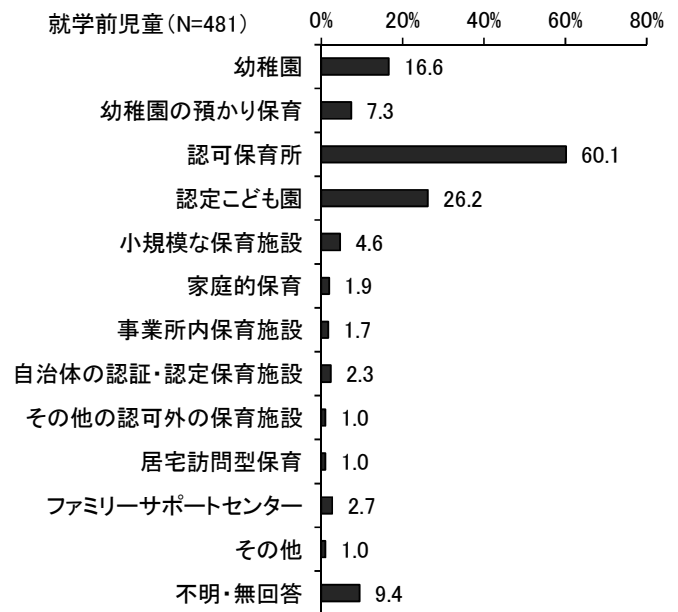
(1) 平日の定期的な教育・保育事業について<就学前児童のみ>

教育・保育事業の平日の利用状況は、「認可保育所」が72.6%と最も高く、次いで「認定こども園」が17.9%となっています。今後の利用意向は、「認可保育所」が60.1%と最も高く、次いで「認定こども園」が26.2%となっています。

■教育・保育事業の平日の利用状況（複数回答）



■教育・保育事業の平日の利用意向（複数回答）

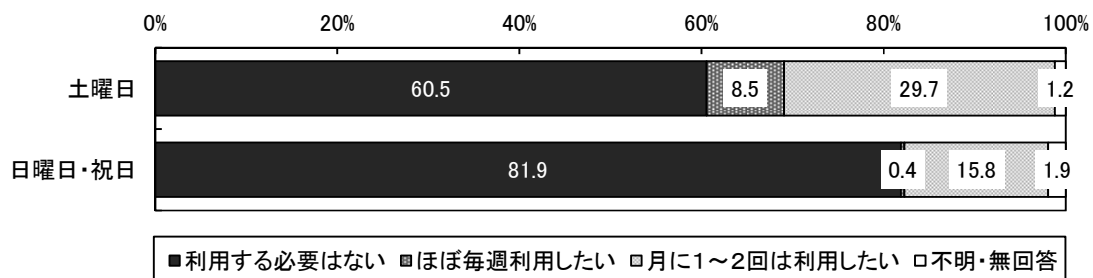


(2) 土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業について<就学前児童のみ>

土曜日と日曜日・祝日の教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が土曜日で60.5%、日曜日・祝日で81.9%と、それぞれ最も高くなっています。

■土曜日と日曜日・祝日の教育・保育事業に対する利用意向（単数回答）

就学前児童(N=481)

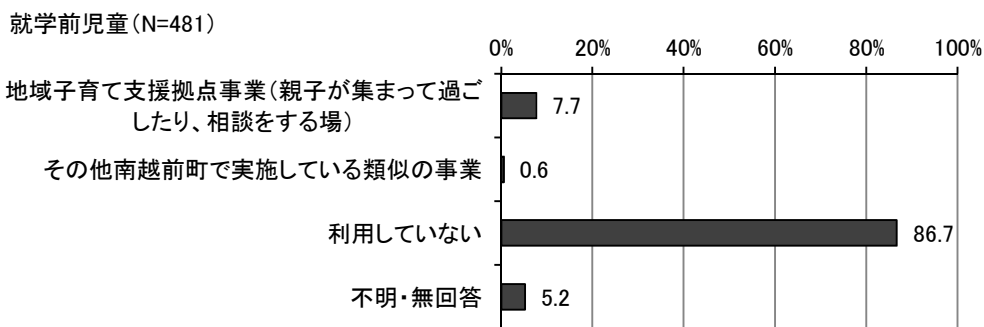


(3) 地域子育て支援拠点事業等の子育て支援事業について<就学前児童のみ>

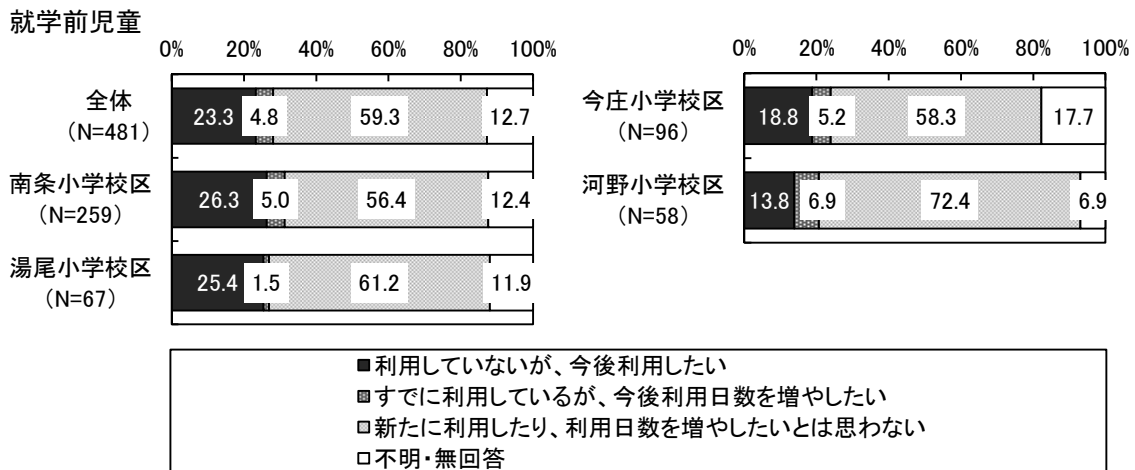
地域子育て支援拠点事業の現在の利用状況は、「利用していない」が86.7%と最も高くなっています。

小学校区別の今後の利用意向は、南条小学校区で『利用したい』（「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の合計）が31.3%と、他の小学校区と比べて高くなっています。河野小学校区では「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が72.4%と、他の小学校区と比べて高くなっています。

■地域子育て支援拠点事業の現在の利用状況（単数回答）



■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向（単数回答）[小学校区別]

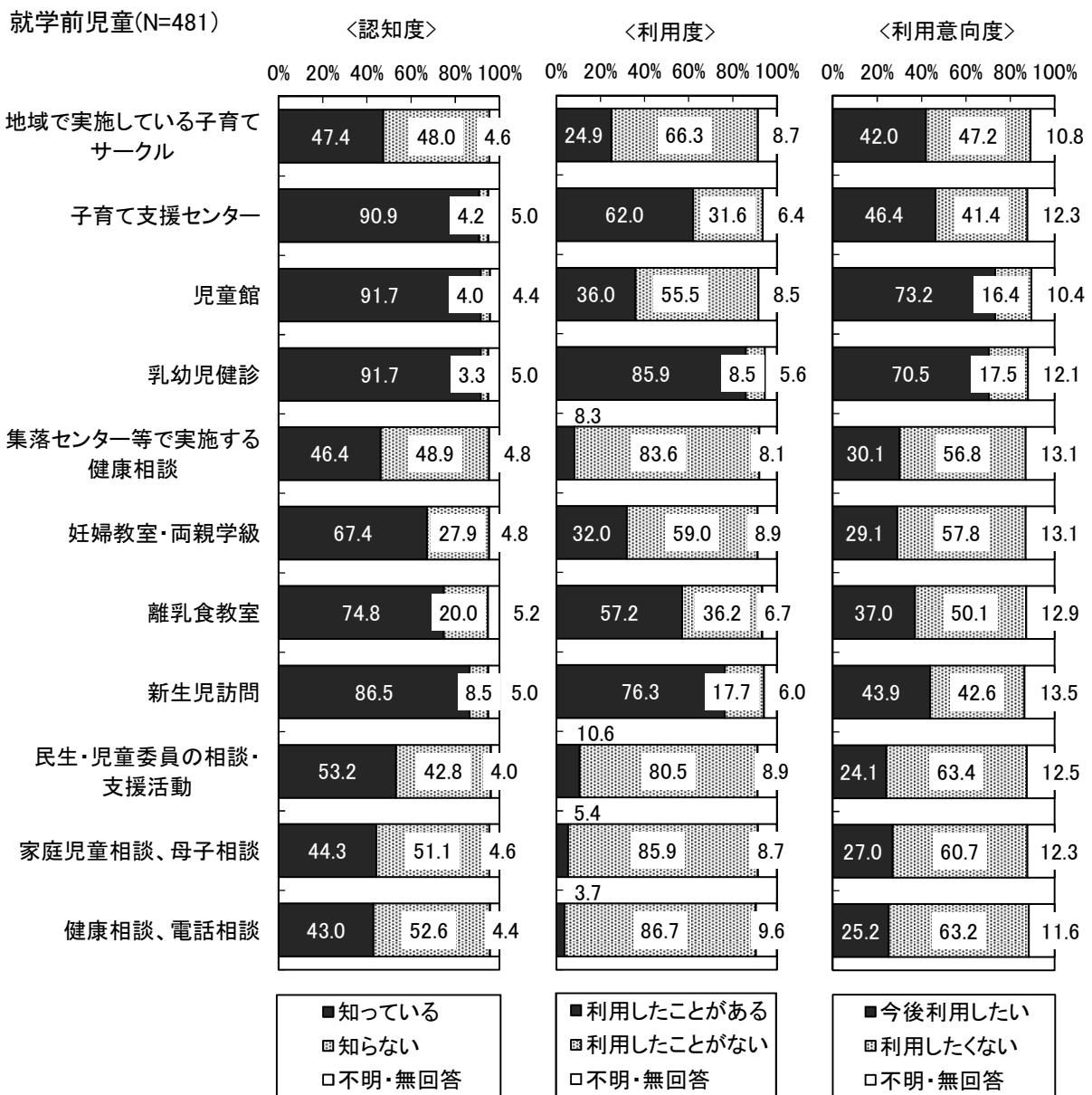


各子育て支援事業の認知度（「知っている」）は、「児童館」と「乳幼児健診」が91.7%と最も高く、次いで「子育て支援センター」が90.9%、「新生児訪問」が86.5%となっています。

利用度（「利用したことがある」）は、「乳幼児健診」が85.9%と最も高く、次いで「新生児訪問」が76.3%、「子育て支援センター」が62.0%となっています。

利用意向度（「今後利用したい」）は、「児童館」が73.2%と最も高く、次いで「乳幼児健診」が70.5%、「子育て支援センター」が46.4%となっています。

■子育て支援事業の認知度、利用度、利用意向度

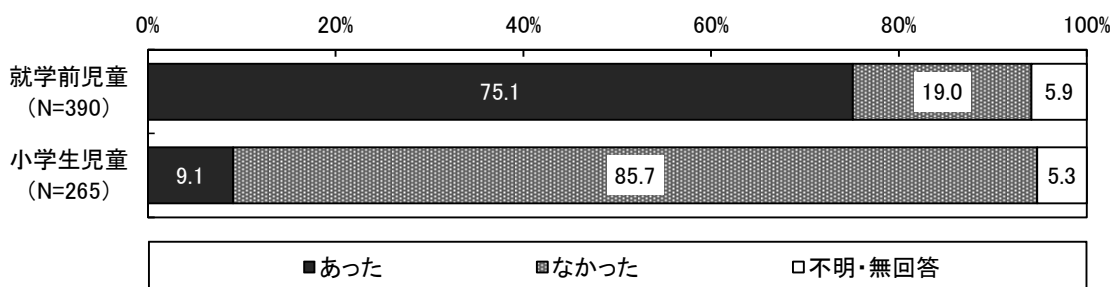


(4) 病児・病後児のための保育施設について

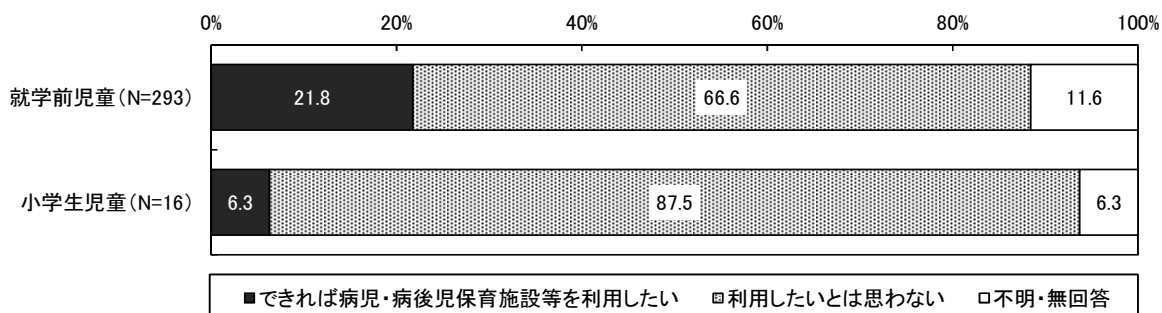
子どもが病気やケガで教育・保育事業や小学校を休まなければならなかった経験は、「あった」が就学前児童で75.1%、小学生児童で9.1%となっています。

子どもの病気やケガのために母親又は父親が仕事を休んだ方のうち、病児・病後児のための保育施設の利用意向は、「利用したいとは思わない」が、就学前児童で66.6%、小学生児童で87.5%と、それぞれ最も高くなっています。

■ 病気やケガで教育・保育事業や小学校を休まなければならなかった経験の有無（単数回答）



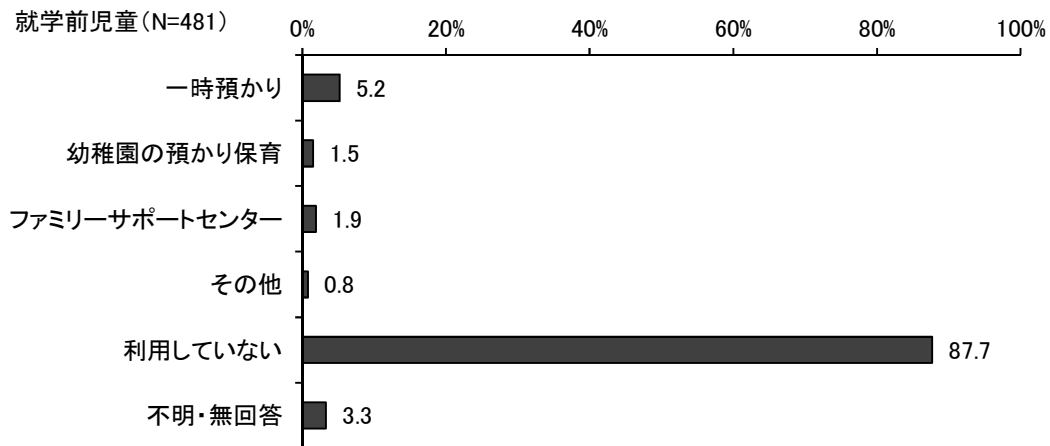
■ 病児・病後児のための保育施設の利用意向（単数回答）



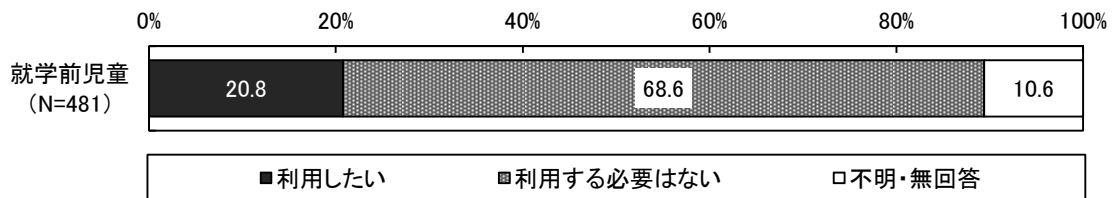
(5) 一時預かり等の保育事業について<就学前児童のみ>

一時預かり等の保育事業の利用状況は、「利用していない」が87.7%と最も高くなっています。
今後の利用意向は、「利用する必要はない」が68.6%と最も高くなっています。

■一時預かり等の保育事業の利用状況（複数回答）



■一時預かり等の保育事業の利用意向（単数回答）



(6) 放課後の過ごし方について

<就学前児童>

放課後に過ごさせたい場所は、小学校低学年では、「自宅」が47.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「児童館」がそれぞれ36.1%となっています。小学校高学年では、「自宅」が49.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が36.1%となっています。

<小学生児童>

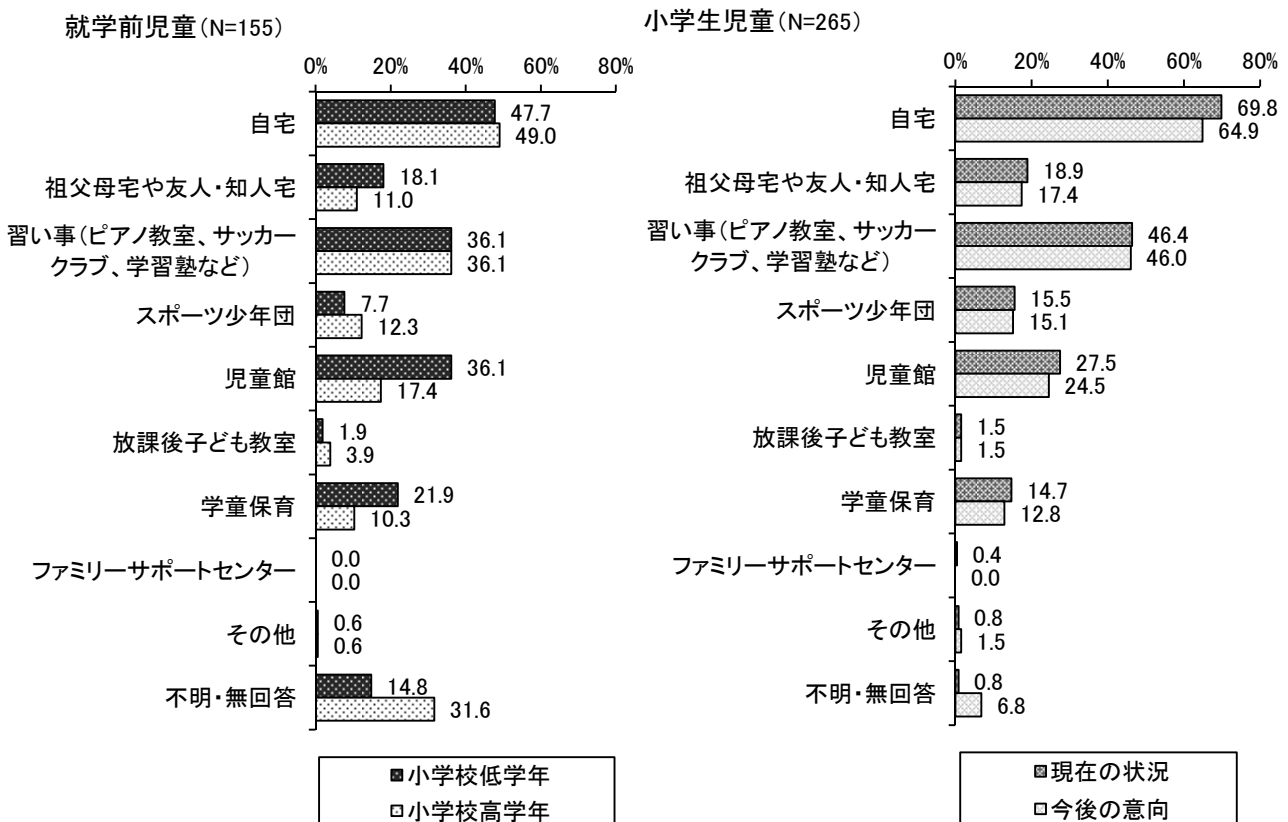
放課後に子どもが過ごしている場所は、現在の状況では「自宅」が69.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が46.4%となっています。今後の意向では、「自宅」が64.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が46.0%となっています。

■小学校低学年・高学年における

放課後に過ごさせたい場所（就学前児童・複数回答）

■現在放課後を過ごしている場所と

今後過ごさせたい場所（小学生児童・複数回答）

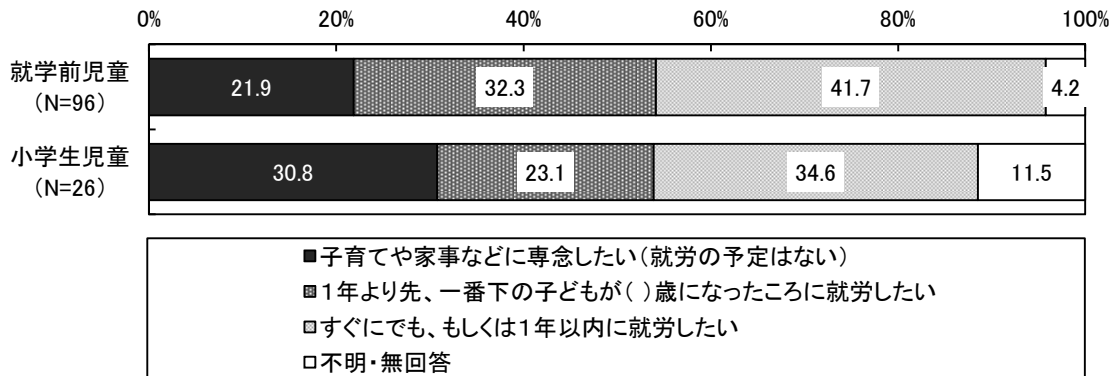


仕事と子育ての両立

(1) 現在未就労の母親の就労希望について

現在未就労の母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が就学前児童で41.7%、小学生児童で34.6%と、それぞれ最も高くなっています。

■未就労の母親の就労希望（単数回答）

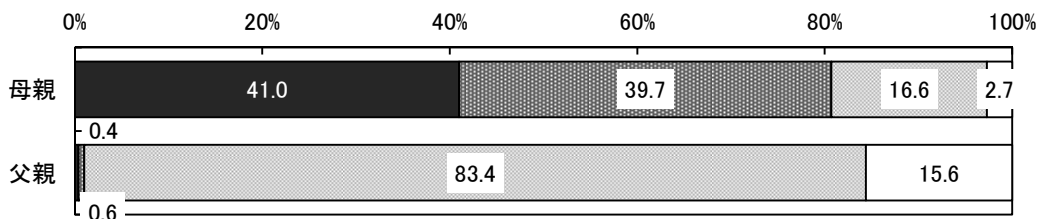


(2) 育児休業の取得状況について

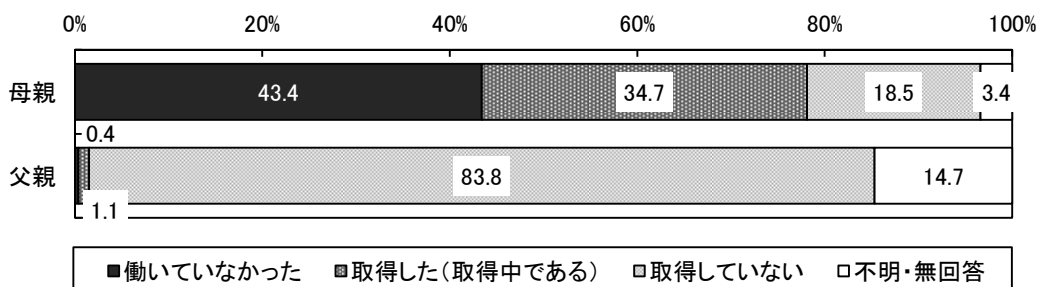
子どもが生まれた時の育児休業の取得状況は、母親では「働いていなかった」が、就学前児童で41.0%、小学生児童で43.4%とそれぞれ最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が就学前児童で39.7%、小学生児童で34.7%となっています。父親では「取得していない」が就学前児童で83.4%、小学生児童で83.8%とそれぞれ最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が就学前児童で0.6%、小学生児童で1.1%となっています。

■子どもが生まれた時の育児休業取得状況（単数回答）

就学前児童 (N=481)



小学生児童 (N=265)

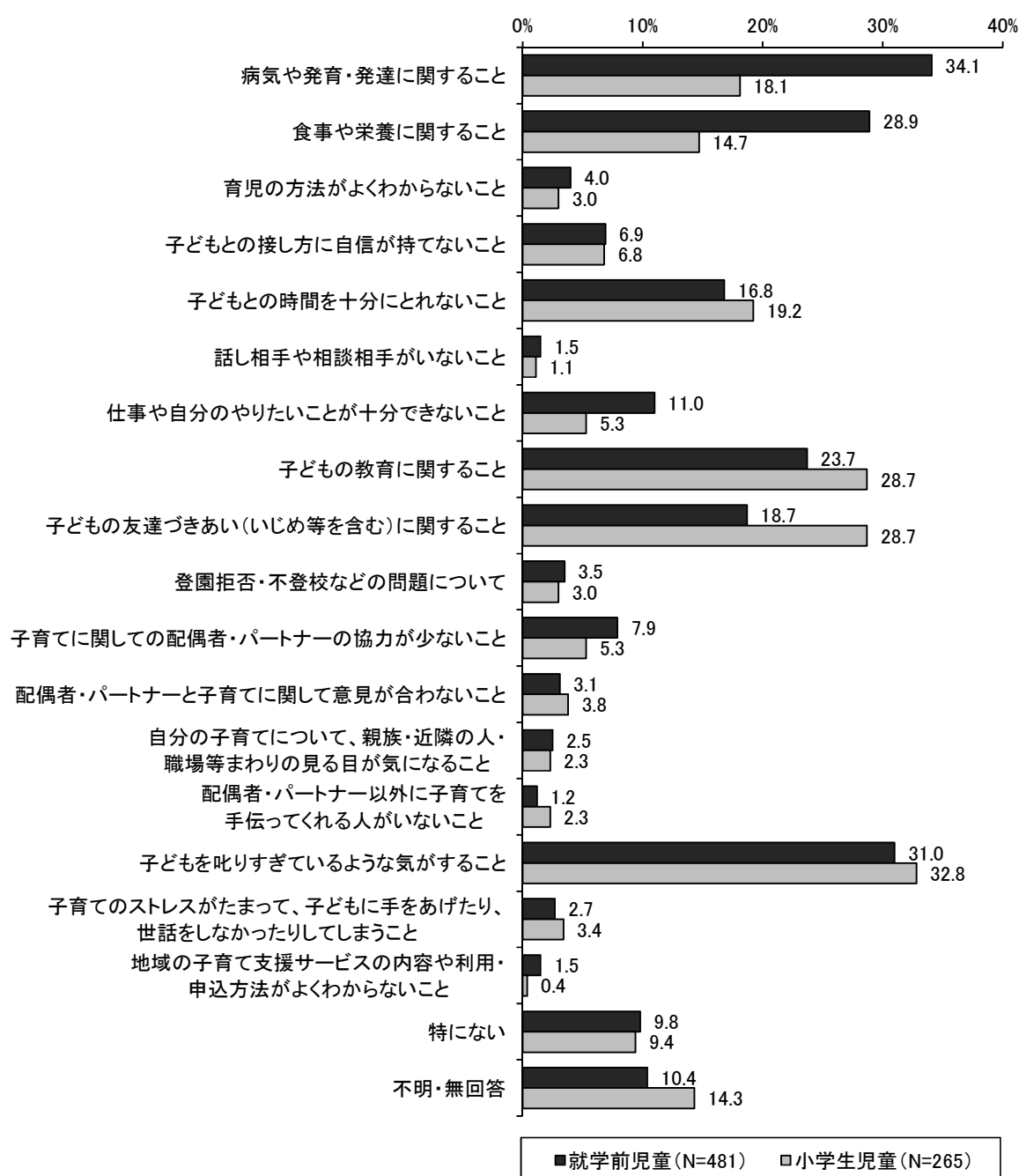


子育てにおける悩み

(1) 子育てに関する不安や悩みについて

子育てに関する不安や悩みは、就学前児童では「病気や発育・発達に関すること」が34.1%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」とが31.0%となっています。小学生児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」とが32.8%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」がそれぞれ28.7%となっています。

■子育てに関する不安や悩み（複数回答）

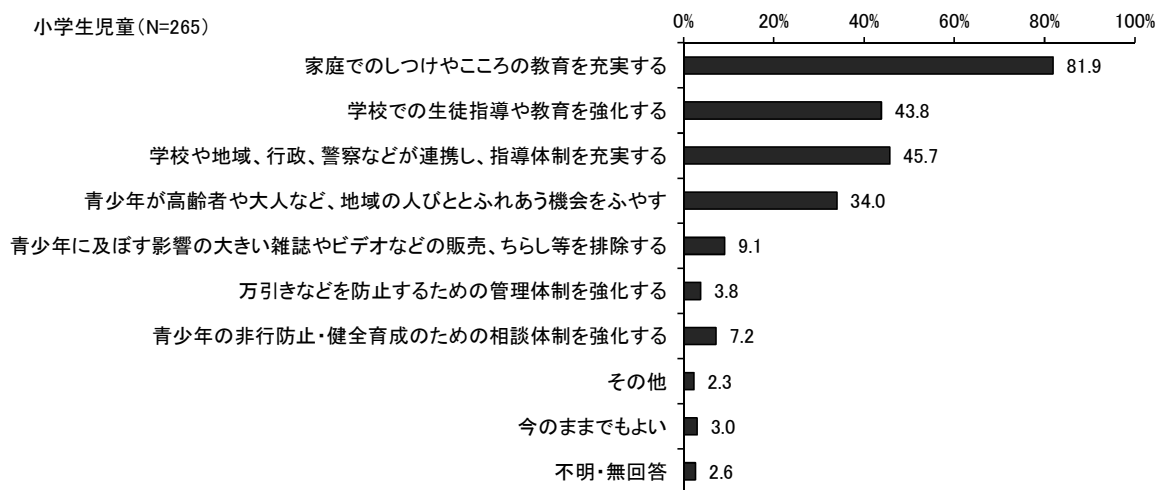


子どもの安全について

(1) 子どもの健全育成や非行防止について<小学生児童のみ>

子どもの健全育成や非行防止のために力をいれるべきことは、「家庭でのしつけやこころの教育を充実する」が81.9%と最も高くなっています。次いで「学校や地域、行政、警察などが連携し、指導体制を充実する」が45.7%、「学校での生徒指導や教育を強化する」が43.8%となっています。

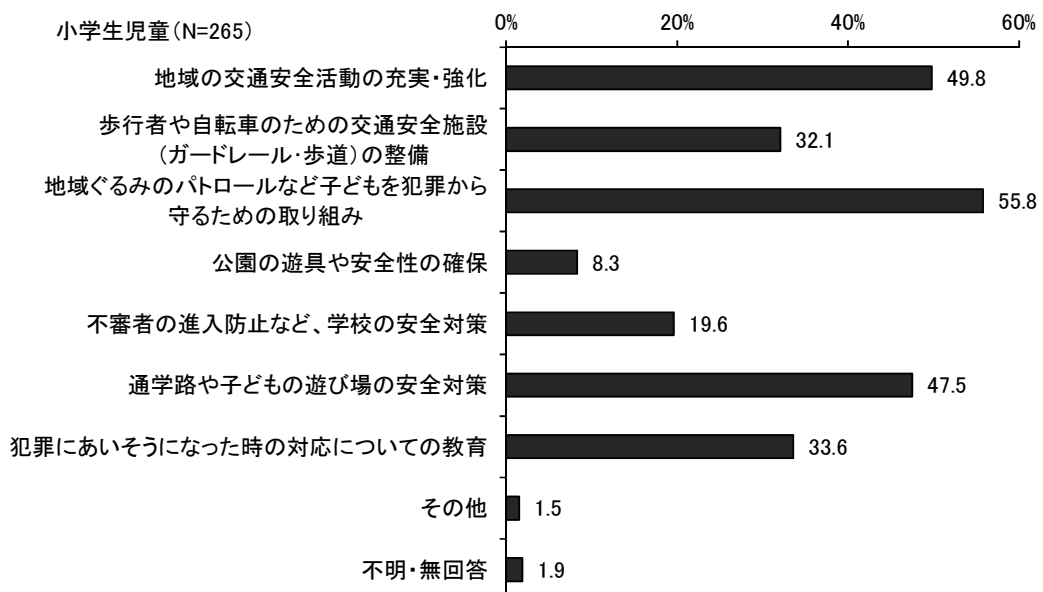
■子どもの健全育成や非行防止のために力をいれるべきこと（複数回答）



(2) 子どもの安全を守るための取り組みについて<小学生児童のみ>

子どもの安全を守るために特に重要なことは、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み」が55.8%と最も高く、次いで「地域の交通安全活動の充実・強化」が49.8%、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」が47.5%となっています。

■子どもの安全を守るために重要なこと（複数回答）

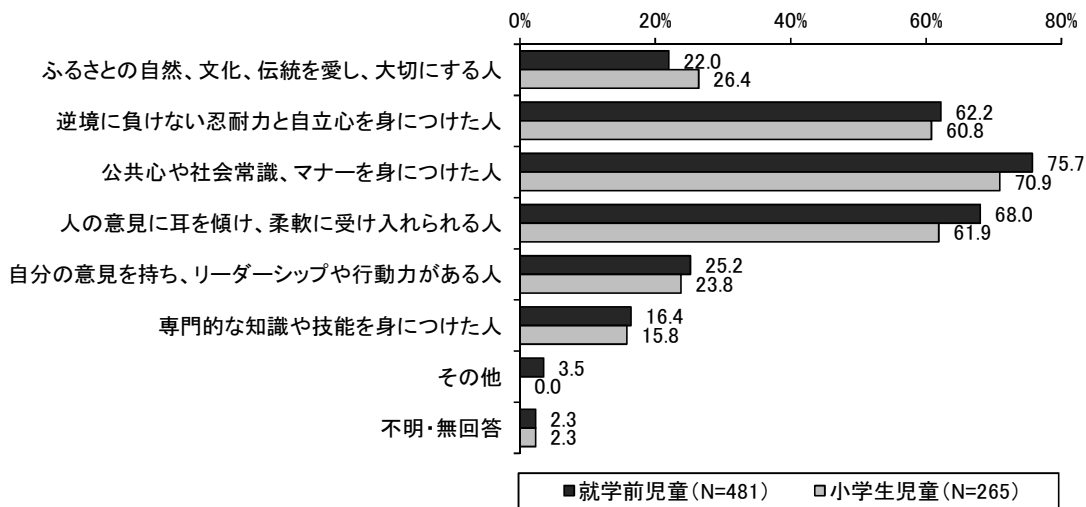


子育てをとりまく環境

(1) 子どもに育ってほしい姿について

将来、子どもにどのような人に育ってほしいと思うかは、「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」が就学前児童、小学生児童でそれぞれ75.7%、70.9%と最も高く、次いで「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」がそれぞれ68.0%、61.9%、「逆境に負けない忍耐力と自立心を身につけた人」がそれぞれ62.2%、60.8%となっています。

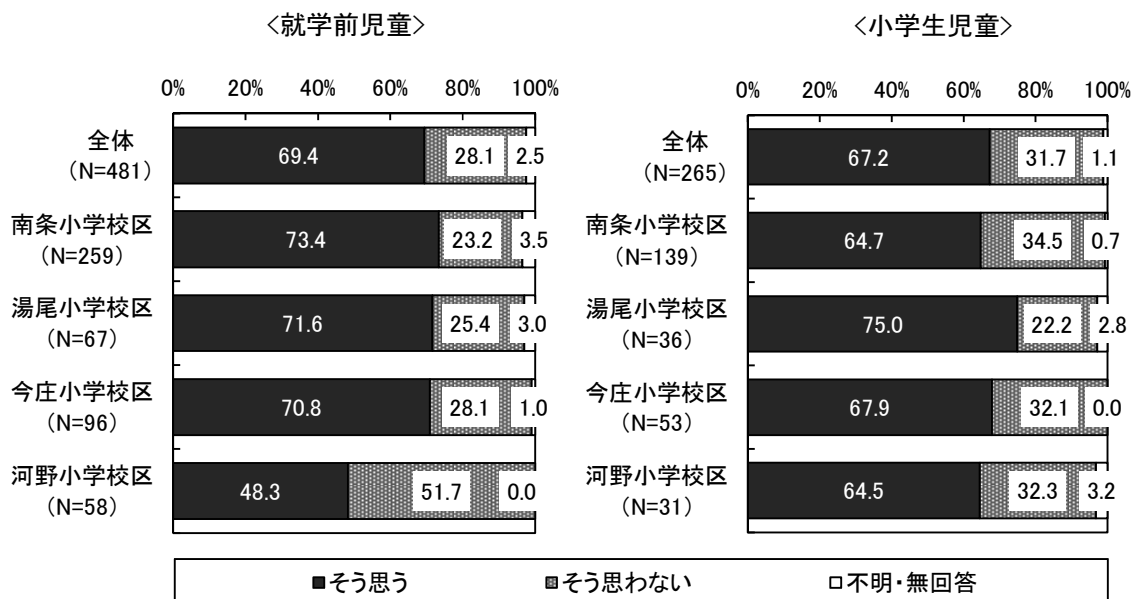
■将来、子どもにどのような人に育ってほしいと思うかについて（複数回答）



(2) これからも南越前町で育ってほしい思い（思い）について

これからも南越前町で育ってほしいかは、「そう思う」が就学前児童で69.4%、小学生児童で67.2%とそれぞれ最も高くなっています。小学校区別でみると、就学前児童では南条小学校区が73.4%と最も高く、小学生児童では湯尾小学校区が75.0%と最も高くなっています。

■これからも子どもに南越前町で育ってほしいと思うかについて（単数回答）[小学校区別]



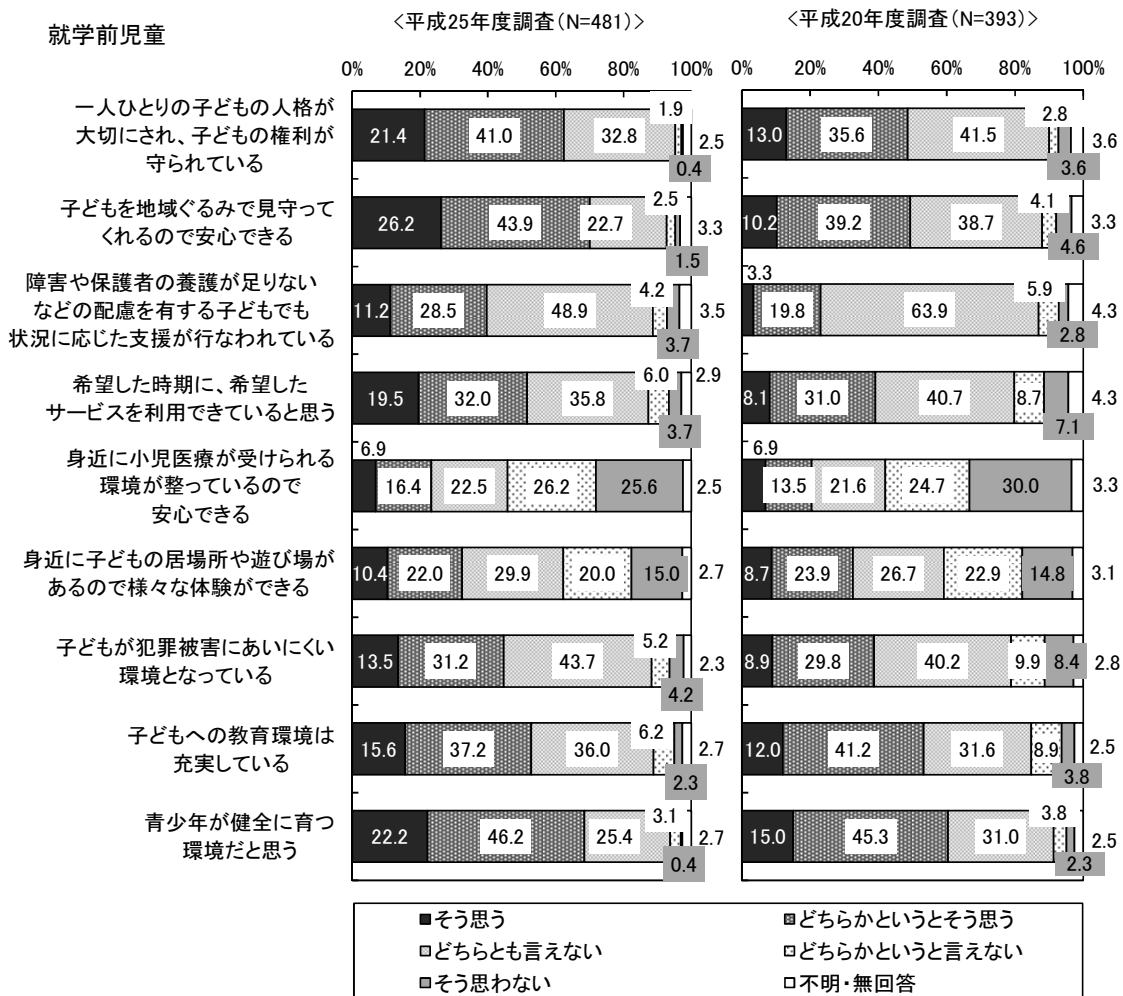
(3) 南越前町の子育て環境について

<就学前児童>

南越前町の子育て環境について、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）でみると、「子どもを地域ぐるみで見守ってくれるので安心できる」が70.1%と最も高く、次いで「青少年が健全に育つ環境だと思う」が68.4%となっています。

平成20年度の調査と『そう思う』で比較すると、「子どもを地域ぐるみで見守ってくれるので安心できる」が20.7ポイント、「障害や保護者の養護が足りないなどの配慮を有する子どもでも状況に応じた支援が行われている」が16.6ポイント高くなっています。

■南越前町における子育て環境について（単数回答）[平成25年度調査・平成20年度調査比較]

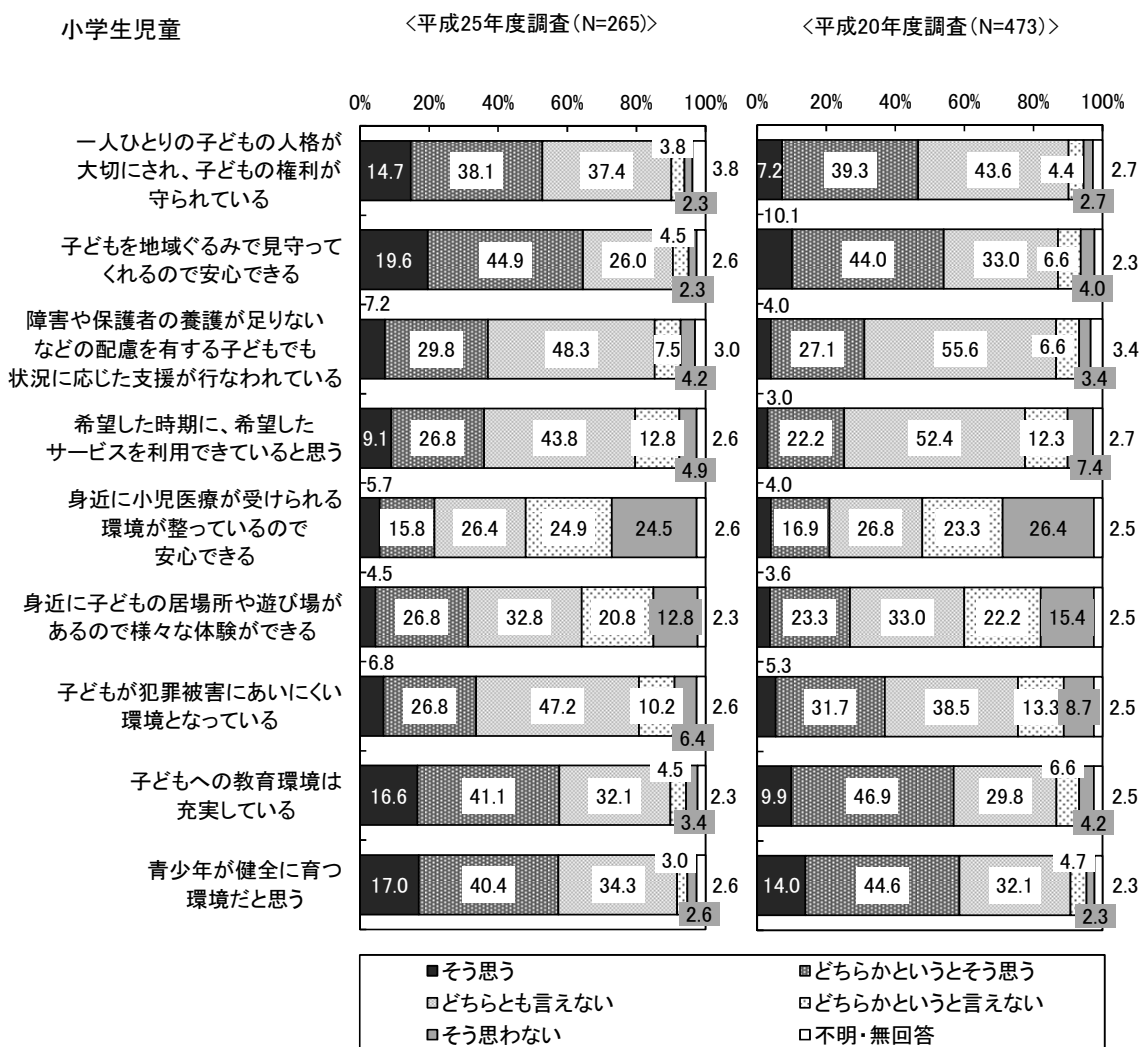


<小学生児童>

南越前町の子育て環境について、『そう思う』でみると、「子どもを地域ぐるみで見守ってくれるので安心できる」が64.5%と最も高く、次いで「子どもへの教育環境は充実している」が57.7%となっています。

平成20年度の調査と『そう思う』で比較すると、「子どもを地域ぐるみで見守ってくれるので安心できる」が10.4ポイント、「希望した時期に、希望したサービスを利用できていると思う」が10.7ポイント高くなっています。

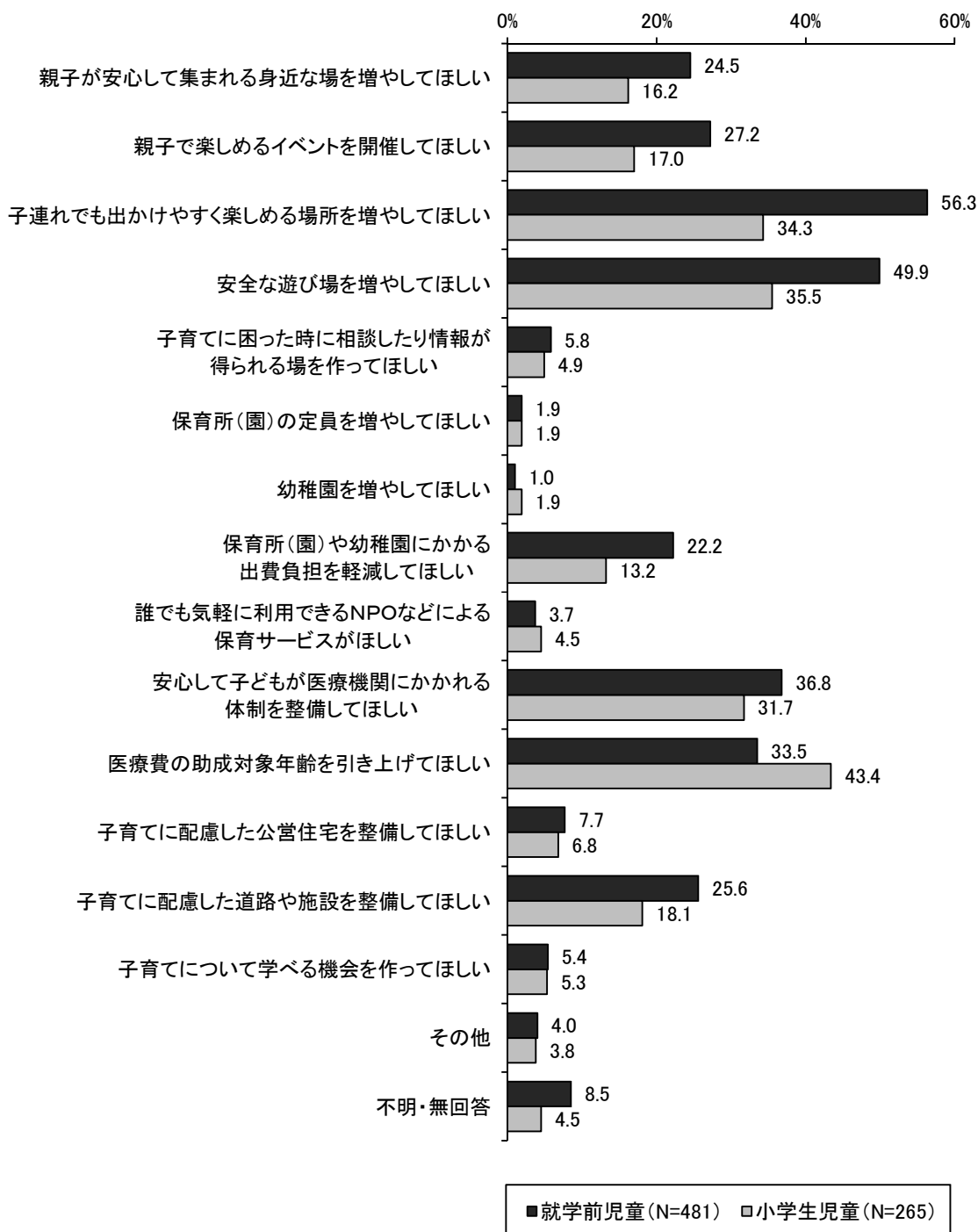
■南越前町における子育て環境について（単数回答）[平成25年度調査・平成20年度調査比較]



(4) 今後期待する子育て支援について

今後期待する子育て支援は、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が56.3%と最も高く、次いで「安全な遊び場を増やしてほしい」が49.9%となっています。小学生児童では、「医療費の助成対象年齢を引き上げてほしい」が43.4%と最も高く、次いで「安全な遊び場を増やしてほしい」が35.5%となっています。

■期待する子育て支援（複数回答）



3 現状・課題のまとめと今後の方向性

(1) 多様な教育・保育サービスの充実

子育て家庭のライフスタイルの多様化により、教育・保育サービスに求められるニーズも多様化しています。

ニーズ調査結果では、平日に利用している教育・保育事業は、認可保育所が高くなっていますが、今後利用したい事業と比較すると、認可保育所はやや低くなり、認定こども園、幼稚園、幼稚園の預かり保育が高くなっています。そのため、子どもの成長と保護者の就業状況や意向にそって、提供される教育・保育サービスを充実させていく必要があります。

(2) 特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進

多くの保護者が、子どもの病気や発育、発達について不安に感じていることがニーズ調査結果から明らかになっています。町内で安心して出産、子育てができる環境の充実が重要です。あわせて、障害のある子どもの居場所づくりや、福祉総合相談体制の構築が求められます。

また、児童虐待の恐れがある家庭から発信される子どもからの合図、その家庭に関わるさまざまな情報について周囲が見落とししたり聞き漏らしたりすることなく、児童虐待の未然防止、早期発見に向けた取り組みへとつなげていくことが大切です。

社会的・経済的に負担を感じるひとり親家庭等が多く、そのような状況が子育てへの不安につながっています。その負担の軽減を図るための支援の拡充や、各々の家庭の状況を確実に把握した適切な支援が必要です。

(3) 地域で見守る子どもの安全対策

子どもの安全を守るためには、家庭でのしつけや教育だけでなく、地域ぐるみでの安全対策が必要です。本町の子育て環境について、平成 20 年度の調査結果と比較すると「子どもを地域ぐるみで見守ってくれるので安心できる」と感じている方が増えており、これまでの活動の成果がうかがえます。

ニーズ調査結果では、子どもの安全を守るために重要なこととして、地域ぐるみのパトロールなど、地域の交通安全活動や防犯活動の充実・強化、通学路や遊び場の安全対策が挙げられています。

(4) 親子で楽しめる場所の確保

子連れで気軽に出かけ、集うことのできる場所があれば、周囲からの孤立感、不安や悩み、ストレスが軽減され、より子育てを楽しむことができると考えられます。

ニーズ調査結果では、今後期待する子育て支援として、子連れでも出かけやすく楽しめる場所、安全な遊び場を増やしてほしいといった要望が高くなっています。

子ども同士や子どもを連れて参加できる機会や場所を確保し、親子が楽しむことができる場をつくり、また地域の大人とも交流を深めることで、親の負担の軽減だけでなく、子どもの公共心や社会常識、マナーを身につける機会とすることも重要です。

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることによって、自分を愛し、大人を信頼していくようになります。周囲からの温かい眼差しや大切にされているという実感が、人や物、自然を大切にしようとする心を培っていきます。そのように育まれた子どもの瞳は輝き、家族や地域の人々は笑顔に包まれます。

親の庇護※のもとに育った子どもは、多くの愛情を受けつつ、家庭という社会から地域という社会との関わりを深め、次代の親へと成長していきます。しかしながら現代社会においては、人口減少問題や少子化をはじめとした社会環境がめまぐるしく変化しています。そのような中で、子育てに負担感や孤独感など不安を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に影響を与えています。

そのような状況下においても、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、教育施設や児童福祉施設などが連続性と一体性の確保に努め、子どもの権利が十分尊重される子育て社会を構築していくことが求められます。

そのためにも、子育て中の親だけでなく、次代の親となる人たちが、子育ての意義について理解を深め、子育てに対する喜びと期待が実感できる地域づくりを推進していく必要があります。

国は、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

本町においては、本計画の前身にあたる「南越前町次世代育成支援行動計画」の趣旨を継承し、「子育ての原点は家庭から」という考えのもと、子育て環境の一層の充実と子育て支援の拡充に向け、地域社会全体でその実現を図るために本計画の基本理念を掲げます。

※庇護…精神的・物質的に支援すること。

子どもの瞳が輝き、笑顔があふれる
まちづくりを目指して
～家庭から広げる子育ての輪～

2 計画の目標

本計画の基本理念を達成するため、以下の目標を掲げます。

重点目標 教育・保育サービスの充実

保護者のライフスタイルの多様化により、子どもに必要な教育・保育サービスも多様化しています。子ども・子育て支援新制度のもと、子どもたちが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てができるよう、教育・保育サービスの充実を重点目標に掲げ、本計画に基づき推進します。

基本目標

「南越前町次世代育成支援行動計画」の趣旨を継承する施策を含めた子ども・子育て支援に係る 7 つの基本目標を掲げます。

1 子どもの健全育成

子どもは家庭や認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校のみではなく、地域との関わりの中でより一層豊かに成長します。子どもが生きる力を育み、健全に成長できるよう、地域全体で子育てを支援していく環境づくりを進めます。

2 子どもや母親の健康の確保

妊娠期から健康を意識し、母子ともに健やかであることがなによりも重要です。また、子どもの健やかな成長のために、食育活動の推進や適切な小児医療の充実を推進します。

3 子どもの教育環境の整備

次代の親となる子どもの心身を健やかに育むため、家庭や地域の教育力を充実させ、未来の親となる意識を醸成することができる子育て環境を目指します。

4 子育てしやすい生活環境の整備

子どもを健やかに育てるためには、遊び場や住居、また小児医療など、周囲の生活環境の整備が重要です。子どもや子育て家庭が安心して暮らせるまちを目指します。

5 仕事と家庭の両立の推進

女性の就業率が高くなり、共働き世帯が増加している中、男女ともに働きながら子育てができる環境づくりが必要です。男女が協力して子育てに参加する大切さや多様な働き方について意識啓発し、子育て家庭が仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めます。

6 子どもの安全の確保

子どもを狙った凶悪犯罪に巻き込まれないよう、地域や関係機関による見守りやネットワークを強化し、問題の発生を防止し、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを目指します。

7 特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進

すべての子どもが健やかに成長できるよう、福祉・保健等に関わる各サービスの充実を図り、子育てしやすいまち、子どもが健やかに成長できるまちを目指します。

3 施策体系

基本理念 子どもの瞳が輝き、笑顔があふれるまちづくりを目指して
～家庭から広げる子育ての輪～

重点目標

教育・保育サービスの充実

<事業計画>①事業の提供区域の設定
②教育・保育の量の見込みと確保の方策
③地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策
④その他教育・保育に係る事業
⑤幼児教育・保育の一体的提供と体制の確保について

基本目標 1

子どもの健全育成

基本施策 ①子どもの育ちを支える環境づくり
②経済的負担の軽減

基本目標 2

子どもや母親の健康の確保

基本施策 ①母子保健事業の充実
②子どもの保健対策の充実
③食育の推進
④小児医療の充実

基本目標 3

子どもの教育環境の整備

基本施策 ①次代の親の育成
②家庭や地域の教育力の向上

基本目標 4

子育てしやすい
生活環境の整備

基本施策 ①良質な住宅・居住環境の確保
②安全な道路交通環境の整備
③子どもの遊び場の確保

基本目標 5

仕事と家庭の両立の推進

基本施策 ①仕事と生活の調和の実現に
向けた取り組みの推進
②結婚・出産へのきめ細かな支援
③子育てを楽しむための意識啓発

基本目標 6

子どもの安全の確保

基本施策 ①子どもを犯罪等の被害から
守るための活動の推進

基本目標 7

特別な支援を必要とする
家庭への取り組みの推進

基本施策 ①障害児施策の充実
②児童虐待防止対策の充実
③ひとり親家庭等の自立支援の推進

第4章 施策の展開

重点目標 教育・保育サービスの充実

(1) 事業の提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、市町村の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

本町では、町民の生活圏域と地理的な条件を踏まえて、教育・保育提供区域を1区域（全町）で設定します。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育の希望や保護者の就労状況、家庭状況などから、3つの区分に認定します。その認定に応じて、施設などの利用先が決定します。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、教育のみ	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所(園)
3号	0～2歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所(園)、地域型保育事業

教育のみの提供を希望する子ども、保育の必要性のある子どものそれぞれ量の見込みは以下のとおりとなっています。

■教育のみ

単位：(実利用人数)/年間

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号※	1号	2号※	1号	2号※	1号	2号※	1号	2号※
①量の見込み (必要利用定員総数)	36	21	36	22	35	21	32	19	31	19
②確保の内容 認定こども園 (短時部)	36	21	36	22	35	21	32	19	31	19
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※2号認定のうち、教育の利用希望が高い者

■保育の必要性あり

単位:(実利用人数)/年間

	平成 27 年度			平成 28 年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号	
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	286	54	149	279	52	151
②確保の内容 認定こども園 (長時部)、 保育所(園)	286	54	149	279	52	151
②-①	0	0	0	0	0	0

	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	262	50	144	240	47	139	239	45	132
②確保の内容 認定こども園 (長時部)、 保育所(園)	262	50	144	240	47	139	239	45	132
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

本計画における子ども・子育て支援事業のそれぞれの量の見込みは以下のとおりです。

			単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
延長保育事業			(実利用人数)/年間	119	119	113	106	103
放課後児童健全育成事業	低学年	(実利用人数)/年間	77	78	79	76	71	
	高学年		13	12	12	12	12	
放課後子供教室			(か所)/年間	4	4	4	4	4
子育て短期支援拠点事業			(延べ利用日数)/年間	64	64	62	58	56
地域子育て支援拠点事業			(延べ利用回数)/年間	465	461	439	419	396
一時預かり 事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	①1号認定による利用	(延べ利用日数)/年間	3	3	3	2	2
		②2号認定による利用		5,662	5,741	5,603	5,142	5,032
	一時預かり事業	157		155	147	138	134	
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	-		-	-	-	-	
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	-		-	-	-	-	
病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)			(延べ利用日数)/年間	495	487	458	429	419
利用者支援事業			(か所)/年間	4	4	4	4	4
乳児家庭全戸訪問事業			(実利用人数)/年間	65	62	59	56	53
養育支援訪問事業			(実利用人数)/年間	6	6	6	6	6
妊婦健診			(実利用人数)/年間	65	62	59	56	53

■延長保育事業【保健福祉課】

保育認定を受けた子どもが通常の利用日・利用時間以外の時間に、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

本町では、保護者の就労や通勤の都合などの事由により、保育の延長を必要とする場合に実施します。

単位：(実利用人数)/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	119	119	113	106	103
②確保の内容	119	119	113	106	103
②-①	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業【保健福祉課】

保護者の就労等により、下校時に保護者が家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

本町では、地域や学校の協力を得ながら放課後児童指導員のもと、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を4か所の児童館で実施し、生活の場における学習・体験活動を実施します。

◎低学年

単位：(実利用人数)/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	77	78	79	76	71
②確保の内容	77	78	79	76	71
②-①	0	0	0	0	0

◎高学年

単位：(実利用人数)/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13	12	12	12	12
②確保の内容	13	12	12	12	12
②-①	0	0	0	0	0

■放課後子供教室【教育委員会】

すべての小学生を対象に、地域住民の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供します。小学校区ごとに町内4か所の児童館において実施します。

単位：(か所数)/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の内容	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0

■子育て短期支援拠点事業【保健福祉課】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

この事業は、児童養護施設等で宿泊を伴う保育を実施するショートステイ事業（短期入所生活援助事業）と、保護者の恒常的夜間就労等の事由により、午後5時から午後9時までの間、子どもを保育するトワイライトステイ事業（夜間養護等事業）があり、本町では「児童家庭支援センター 児童養護施設 一陽」に委託し、この事業を実施します。

単位：(延べ利用日数)/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	64	64	62	58	56
②確保の内容	64	64	62	58	56
②-①	0	0	0	0	0

■地域子育て支援拠点事業【保健福祉課】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

本町では、南条保育所及び今庄なないろこども園にそれぞれ子育て支援センターを設置し、子育てに関する相談や育児支援、子育てサークルの育成、子育て情報の提供、家庭内保育者への様々な事業を実施します。また、河野児童館に設置している児童館型子育て支援センターにおいても平日の午前中に相談業務等の各事業を実施します。

単位：(延べ利用回数)/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	465	461	439	419	396
②確保の内容	465	461	439	419	396
②-①	0	0	0	0	0

■一時預かり事業【保健福祉課】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり等の必要な保育を行います。

本町では、非定期型保育サービス、緊急保育サービス、私的理由による保育サービス（リフレッシュ保育サービス）の3つの理由により、一時保育を実施します。この事業の量の見込みでは、幼稚園と幼稚園以外（保育所（園）を含む）で行う一時預かり事業をそれぞれ示しています。

◎幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

単位：(延べ利用日数)/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	①1号認定による利用	3	3	3	2	2
	②2号認定による利用	5,662	5,741	5,603	5,142	5,032
②確保の内容		5,665	5,744	5,606	5,144	5,034
②-①		0	0	0	0	0

◎在園児対象を除く、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業

単位：(延べ利用日数)/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		157	155	147	138	134
②確保の内容	一時預かり事業	157	155	147	138	134
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業 を除く)	-	-	-	-	-
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	-	-	-	-	-
②-①		0	0	0	0	0

■病児保育事業【保健福祉課】

病児については、病院・保育所（園）に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。

本町では、子どもが病気回復期（病気中も含む）で、まだ集団保育などができず、保護者も仕事などの理由により家庭で育児ができないとき、子どもを一時的に預かり、（または訪問し）保護者に代わって看護師・保育士などが看護・保育することと定義しています。

現在、近隣市の医療機関に委託していますが、ニーズ調査の結果や子ども・子育て新制度利用希望保護者説明会などの意見を踏まえ、町内における体制整備に向けた「障害児・病後児保育体制整備調査研究チーム（仮称）」を設置します。

単位：(延べ利用日数)/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		495	487	458	429	419
②確保の内容	病児保育事業	495	487	458	429	419
②-①		0	0	0	0	0

■利用者支援事業【保健福祉課】※新規

利用者支援事業とは、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：(か所数)/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		4	4	4	4	4
②確保の内容		4	4	4	4	4

■乳児家庭全戸訪問事業【保健福祉課】

生後4か月までの乳児のいる町内の全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

本町では、保健師などが家庭訪問を実施し、子育てについて不安や悩みの相談を行っています。ニーズ調査結果においても評価が高い事業であり、期待も高いと考えられるため、より一層の充実を図ります。

単位：(実利用人数)/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		65	62	59	56	53
②確保の内容		65	62	59	56	53

■養育支援訪問事業【保健福祉課】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

単位：(実利用人数)/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6人	6人	6人	6人	6人
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■妊婦健診事業【保健福祉課】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

本町では、妊婦の健康管理を充実するため、妊娠、出産にかかる費用の経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できるよう支援します。

単位：(実利用人数)/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	65	62	59	56	53
②確保の内容	65	62	59	56	53

(4) その他教育・保育に係る事業

本町では、国が定める事業の他、子育てサービスの充実を図るため、以下の事業にも積極的に取り組みます。

■放課後子ども総合プランの推進【保健福祉課・教育委員会】 ※新規事業

- ・「放課後児童クラブ」、「放課後子供教室」を実施し、放課後等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保し、町内の4か所の児童館を活用して地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施します。今後、放課後等に子どもたちが何らかの「学び」を得て、心豊かに成長できるよう、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」を一体的に実施するための行動プログラムを作成します。

■低年齢児保育【保健福祉課】

- ・町内保育所（園）で、生後6か月児からの入所（園）受け入れを行います。

■休日保育【保健福祉課】

- ・日曜・祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒をみるできない子どもを保育所（園）において保育します。

■すみずみ子育てサポート事業【保健福祉課】

- ・子どもの保護者が社会的にやむを得ない事由により一時的に養育できない場合等に、一時的な保育や、保育所（園）等への送迎、生活支援を行います。
- ・南越前町子ども一時預かりの家「おんぶ」や越前市内野尻医院内にある複合型デイサービス「てまり」で当該事業に取り組みます。

■病児デイケア【保健福祉課】

- ・保育が必要な子どもが療養中の場合、越前市野尻医院内にある病児デイケア「ままのて」で当該事業に取り組みます。

(5) 幼児教育・保育の一体的提供と体制の確保について

本町では平成21年4月に、町内で初めてのこども園となる「今庄認定こども園」が開園しました。平成28年4月には、新しく「南条認定こども園（仮称）」が開園する計画です。

■認定こども園の設置に至る経緯

1) 幼稚園教育の重要性・必要性の再認識

保護者の就労状況により、就学前児童が受けることのできる教育・保育が異なる状況を解消し、小1プロブレム^{*}の発生をおさえることができるよう、すべての就学前児童の子どもたちが平等に教育・保育を受けることができる環境をつくるため、教育・保育の両方を提供できる施設として、認定こども園設置の検討が始まりました。

^{*}小1プロブレム…小学校に入学したばかりの1年生が、(1)集団行動がとれない(2)授業中に座ってられない(3)先生の話を受けない、などと学校生活になじめない状態が続くこと。

2) 急速な過疎化と少子高齢化の進行

急速な過疎化と少子高齢化の進行により年少人口が激減していくことが推測された今庄地区において教育・保育の需給調整の必要性が高まりました。そのため今後の教育・保育のあり方について、関係団体とともに「南越前町今庄地区幼保総合施設カリキュラム検討委員会」を設置し、平成19年10月に「今庄認定こども園（仮称）カリキュラム」を策定しました。このカリキュラムの実行に向け、町立今庄保育所、町立今庄幼稚園と私立わらべの里保育園を統合し、幼保連携型認定こども園「今庄なないろこども園」を開園しました。

■認定こども園の設置状況

1) 幼保連携型認定こども園「今庄なないろこども園」

今庄幼稚園、今庄わらべの里保育園、子育て支援センターで構成する「今庄なないろこども園」は平成25年4月1日現在で75人が利用しています。質の高い幼児教育とあわせ、未就園児の子育て支援に取り組む地域に根付いた幼保連携型認定こども園として認知されています。

新制度においては、新幼保連携型認定こども園となります。

2) 幼保連携型認定こども園南条認定こども園（仮称）※新規事業

南条地区の南条保育所、南条第2保育所、南条幼稚園を発展的に統合し、幼保小連携による幼児教育・保育の充実に取り組み、郷土豊かな人材育成施設として、「南条認定こども園（仮称）」を平成28年4月1日に開園することを目指します。「南条地区幼児教育・幼児保育検討委員会」を設置し、「南条地区幼児教育・幼児保育カリキュラム」の作成や南条地区認定こども園整備事業計画保護者説明会などに取り組みます。

■今後の幼保連携に関する考え方

新たな認定こども園の設置を踏まえ、本町における幼保連携の強化を図ります。また、就学前児童が小学生となる接続期の支援も強化します。5歳児と小学校1年生のスムーズな接続を目指し、小学校区ごとに保幼小接続カリキュラムを作成します。平成27年6～12月に各小学校でこのカリキュラムを実践し、またその結果を検証し、その後のさらなる充実を目指します。この取り組みにあたっては、これまで様々な枠組みの違い等により発生していた弊害等をなくし、子育てや教育に携わるすべての関係者が一体となり、町全体で取り組めます。

基本目標1 子どもの健全育成

基本施策① 子どもの育ちを支える環境づくり

幼児期は人間形成の第一段階であり、その時期にふれる環境・遊び・教育は、その後の人間形成の基礎を培う大切なものです。子どもにとって、自ら考え判断・行動する力、また、そのために努力する忍耐力や豊かな心を育むことは、自らの人生を切り開いていくうえで非常に重要です。

そのような「生きる力」を育てるため、本町では、認定こども園、保育所（園）、幼稚園で、基本的な生活習慣の指導や友だちとの遊び、子どもの興味や好奇心に基づいた活動を通じ、子どもの自主性、社会性の形成を支援し、ゆとりある中で、子どもたちがのびのびと過ごせる環境づくりを行っています。

今後も子どもに関わる保育士等の研修を充実し、資質の向上に努め、また施設・設備の経済的負担の軽減を支援し、子どもが安心して安全に教育・保育を受け、「生きる力」を身につけられるよう支援します。

実施事業

■南条認定こども園整備事業 ※新規事業(再掲)

- ・南条地区の南条保育所、南条第2保育所、南条幼稚園を発展的に統合し、幼保小連携による幼児教育・保育の充実に取り組み、子どもたちが郷土愛を育むことができる施設として、「南条認定こども園（仮称）」を平成28年4月1日に開園することを目指します。

■私立幼稚園運営費補助【教育委員会】

- ・私立幼稚園の運営費の一部を補助します。補助金については、適宜見直しを検討します。

■保育所職員資質向上研修事業【保健福祉課】

- ・新たな保育所保育指針の周知を図るとともに、保育士としての質の向上とアクションプログラムの実践に向け、町内の児童福祉施設に携わる保育士が積極的に調査・研究を重ね、子どもを安全かつ健やかに保育することができる体制を構築します。

■低学年学校生活サポート推進事業【教育委員会】

- ・小学校低学年を対象に、基本的な生活習慣が身につけていない子どもや授業中落ち着きがない子どもの学校生活を支援するため、保護者や地域住民からなるボランティアを導入し、きめ細かな教育体制の充実を図ります。
- ・平成26年度現在、4小学校あわせて61名の登録があります。今後は登録者数を増やし、より活動を活性化させます。

基本施策② 経済的負担の軽減

本町では、保育利用料水準の抑制や南越前町子育て支援金の支給など、子育て家庭に対し積極的な支援を展開しています。

特に保育利用料については、県内近隣市町に比べ最も低料金で、子育て家族の経済的支援の中核的な施策であり、今後も受益と負担の公平性の観点や財政状況の見通しなど様々な調整を図りながら現行水準の堅持に努めます。

また、生活が困窮している子どもや障害のある子どもに対する生活指導・負担軽減・支援に取り組みます。

実施事業

■児童手当の支給【町民税務課】

- ・平成 24 年 4 月 1 日に、子ども手当から名称を変更しています。中学 3 年生終了までの児童を養育している父母等に支給します。

■すくすく保育支援事業【保健福祉課】

- ・子どもを保育所（園）に入所させている保護者の経済的負担を軽減するため、第 3 子以降については就学前までの保育料を無料とします。

■子育て支援金の支給【保健福祉課】

- ・家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健全育成及び資質の向上に寄与するため、子どもを養育している方に子育て支援金を支給します。
ただし、支給額等は平成 28 年度以降見直す予定です。



基本目標2 子どもや母親の健康の確保

基本施策① 母子保健事業の充実

女性のライフスタイルの多様化、女性の社会的・経済的な自立が進み、晩婚化を機とする高齢出産によって、母子の健康に対する不安が増加しています。訪問指導などを含めた妊産婦の不安を解消する相談体制づくりや情報提供、子どもの健康を保持するための各種健診を充実するとともに、それらの一体的な取り組みが必要となっています。

最も重要である子どもの健康保持のため、母子保健事業には一層の充実が求められています。

安心して妊娠・出産ができるよう、母子健康手帳交付時の相談・情報提供や妊産婦家庭訪問などを行い、母子の健康を確保します。また、乳幼児が健やかに成長するよう、月年齢に応じた健康診査や予防接種を行うとともに、健康診査時の相談をはじめ、あらゆる機会に育児相談を実施します。

実施事業

■母子健康手帳の交付【保健福祉課】

- 母子健康手帳は、本庁及び各総合事務所ですべての妊娠初期の方に窓口交付しています。妊娠中の健康管理や、妊娠、分娩、産褥、育児についての正しい知識の普及、母子保健に関する指導を行います。
- 交付時に保健師が面接し専門的な助言を丁寧に行う必要性が求められているため、今後、交付希望者の利便性に配慮しつつ、保健師が配属されている保健福祉課において交付窓口の一本化を検討します。

■乳児健診(個別)【保健福祉課】

- 心疾患、先天性股関節脱臼等の疾病や神経学的な異常を早期発見するとともに、子どもの健やかな発達と健全な親子関係を支援するため、発達段階に応じた健康診査を行います。
- 1か月、4か月、9～10か月健康診査費用は全額助成します。

■赤ちゃん健診(集団)【保健福祉課】

- 6～7か月児の健やかな発達のための健診として、身体計測、問診、内科健診、育児教室、離乳食教室などを年6回実施し、その際には医師、管理栄養士、歯科衛生士、保健師、保育士、保健推進委員、食生活改善推進員などの専門スタッフによる相談や子育てのための正しい知識の普及啓発に取り組みます。

■ 1歳6か月児健診、3歳児健診(集団)【保健福祉課】

- 身体計測、問診、内科健診、歯科健診、発達相談、歯磨き指導、栄養指導などを年4回実施し、幼児の健やかな発達と楽しい育児を支援します。

■ 歯ピカ教室(2歳児育児相談)【保健福祉課】

- 歯磨き指導をはじめフッ化物塗布、歯科相談などを年4回開催し、親子で歯の健康に対する知識を深めるように促します。

■ 各種予防接種【保健福祉課】

- 感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するために、各種予防接種を実施します。

■ 子育て相談室【保健福祉課】

- 保護者等を対象に、子育てやしつけ、療育的な関わり方の相談の場を設けることにより、育児不安の軽減を図り、安心して育児ができるよう支援します。
- 事業開始当初の年4回の実施に加え、療育中の子どもとその保護者を対象とした保護者交流会を年4回実施しています。今後は保護者交流会に気軽に参加しやすくなるよう、見直しを行います。

■ 子育て支援活動広報事業【保健福祉課】 ※新規事業

- 町の子育て支援に関する情報を広報紙面や冊子だけでなく、動画や番組として制作し、町のHPやCATVなどの媒体を介して子育てしやすいまちづくりをPRし、人口減少施策の一翼を担う取り組みを展開します。

基本施策② 子どもの保健対策の充実

思春期における保健対策を充実することは、町の未来を担う子どもたちにとって大切なことです。思春期は、悩みや葛藤など、心の中で大きな変化が生じる時期であり、いじめ、不登校や精神的ストレスなど、様々な問題も起こりやすくなります。保護者をはじめとする身近な大人が協力し、子どもの問題行動の未然防止や、自殺の兆候の早期発見等に取り組み、見守り、子どもの心のケアのための相談体制の充実が必要です。

また家庭・地域・学校・企業等が連携し、支援の場づくりを行っていくことも重要です。妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られる場や、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができる場、子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの場など、幅広い支援を行うためのネットワークを構築していくことが求められます。

本町では、学校に配置するスクールカウンセラーと連携し、思春期の子どもの心の問題に関する相談体制を整備し、問題を抱える児童生徒に指導を行います。また、家庭や地域への意識啓発を行い、子どもをあたたく見守る環境づくりを進めます。

実施事業

■問題を抱える子ども等の自立支援事業【教育委員会】

- ・不登校児童生徒の早期学校復帰を図るため、適応指導教室と連携を図り、問題を抱える児童生徒の実態に応じた指導を行います。
- ・スクールカウンセラー派遣や教育相談員、支援員、非常勤講師等の配置ときめ細かい指導により、問題解決に取り組みます。

基本施策③ 食育の推進

健康な心と体をつくるためには、乳幼児期から適切な食習慣を身につけることが重要です。保護者が食生活や栄養に関する正しい知識を身につけられるよう、情報提供や意識啓発を行います。

また、子どもたちの「食」に対する興味や感謝の気持ちを育てるため、地元の食材を身近に感じることのできる機会や、地域の食文化や郷土食について学ぶ機会を設けます。

実施事業

■食生活改善推進事業【保健福祉課】

- ・南越前町食生活改善推進員が、子育て支援センターや児童館に出向くなど、食育の推進と普及、啓発を図るための事業を実施します。

■地産池消推進事業【産業振興課】

- ・南越前町地産池消推進計画に基づき、地域の農家を中心に栽培された野菜等を積極的に学校給食等の食材として活用します。

基本施策④ 小児医療の充実

子どもは抵抗力が弱く病気にかかりやすいため、子どもの健康を考えるうえで、小児医療は最も重要なものです。全国的に小児科不足が問題となっている現状に対し、小児医療に対する保護者のニーズはより一層高まっています。子どもを安心して育てるためには、身近でいつでも適切な医療が受けられる小児医療の充実が不可欠であることから、医療面の整備や近隣市町との連携などの対応が必要です。

また、今後のさらなる少子化が懸念される中、子どもや子育て家庭ばかりではなく、子どもを希望する家庭に対しても支援が求められています。不妊治療者の様々な悩みを精神面、経済面の両面で支援を行っていく必要があります。

子どもの病気・事故等には初期対応が重要であることが多いことから、各種健診・相談等を通じて保護者に対する応急手当等の知識普及を推進します。近隣市町の関係医療機関など広域的な連携を含めて協議・調整を行い、地域保健医療体制の整備を図り、迅速な対応や適切な情報提供に努めます。

実施事業

■子ども医療費助成事業【町民税務課】

- 子どもの医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進します。
- 平成 27 年度以降、中学生以下のすべての児童生徒を助成対象とします。

■特定不妊治療助成事業【保健福祉課】

- 不妊治療のうち、医療保険が適用されず治療費が高額になる体外受精または顕微授精（凍結胚移植を含む）について、その治療費の一部を助成することで、経済的負担を軽減し、不妊治療を受ける機会の増進を目的に実施します。



基本目標3 子どもの教育環境の整備

基本施策① 次代の親の育成

出生数の低下や地域との関わりの希薄化などにより、子ども自身が日常生活の中で乳幼児と接する機会が少なく、赤ちゃんを抱いたことがないまま親になる人も少なくありません。

将来家庭を持ち、子どもを育てていく「次代の親」である子どもたちに対し、子育てや家庭を持つことに対する意識を高める機会づくり、地域社会の環境整備を進めることが必要になっています。

特に、中高生等が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、児童館及び乳幼児健診等の機会を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げる取り組みを推進する必要があります。

町の未来を担う子どもたちにあらゆる学習機会を通して、町の良さやふるさとの文化や伝統を伝え、町に誇りを持てるよう、ふるさと意識の醸成に努めます。また、地域の様々な活動や伝統行事への参画を促すなど、様々な機会を通じて地域との交流機会の拡充を図り、地域社会の一員であるという意識を育成します。あわせて、地域の企業の協力のもと、職業体験活動を推進し、社会性を身につけるとともに、働くことで社会の一員として地域に貢献していくという意識の高揚を図ります。

実施事業

■児童館活動事業【保健福祉課】

- ・地域により密着した児童館活動を推進するため、老人福祉施設訪問等世代間交流事業や郷土文化伝承活動などを実施します。

■社会教育生涯学習推進事業【教育委員会】

- ・社会教育の推進を図るため、まちづくり大会や文化祭、生涯学習講座等を開催します。

■職場体験学習事業(キャリアチャレンジ 14)【教育委員会】

- ・中学2年生を対象に、町内事業所へ出向き職場体験をすることにより、社会体験及び自立の促進を図ります。
- ・平成25年度には、町内の52事業所で101名の中学2年生が5日間の職場体験を行いました。平成27年度以降も継続し、町内の事業所の協力のもと実施します。

基本施策② 家庭や地域の教育力の向上

少子化、核家族化が進み、子育て家庭の教育力の低下が問題となっています。特に、認定こども園、幼稚園、保育所（園）に通っていない乳幼児を抱える母親は孤立しがちであることから、地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の学習機会の充実や地域人材の養成等への支援を強化し、子育て家庭を支えていく必要があります。

本町では、これから父母になる方も含め、保護者に対する家庭内教育の講座や講演会などの学習機会の充実や、子育て支援センターで子育てマイスターによる「子育て教室」等での相談や交流機会を提供し、保護者が自信を持って子育てに取り組めるよう支援を行います。

また、スポーツ活動や子ども会活動への支援を通して、地域活動のネットワーク化に努め、子どもと高齢者等、世代間交流の充実を図ります。

実施事業

■ 育児講座・保育講演会開催事業【保健福祉課】

- ・親としての子どもの教育のあり方について学ぶため、子どもの教育についての講座や講演会を実施します。

■ マタニティセミナー開催事業【保健福祉課】

- ・安全な妊娠、出産に向けた知識の普及や育児についての学習を行い、妊娠期から親になる意識を高めます。
- ・平成 25 年度は平日の午後、年 2 回開催し、11 名の参加がありました。今後は開催日を平日から休日にするなど、より多くの参加者、特に男性の参加の増加を目指します。

■ 子育てマイスター地域活動推進事業【保健福祉課】

- ・子育て支援センター事業の一環として、子育てマイスターが子育て教室を実施します。

■ 地域組織活動事業（母親クラブ）助成事業【保健福祉課】

- ・地域における子どもを持つ母親等の組織活動を強力に推進し、子どもの健全育成を図ります。

■ 南越前町スポーツ少年団補助金事業【教育委員会】

- ・南越前町スポーツ少年団の事業費の一部を補助します。

■ 南越前町子ども会育成連絡協議会補助金事業【教育委員会】

- ・南越前町子ども会育成連絡協議会の事業費の一部を補助します。今後は子ども会単位での活動支援を中心とし、連絡協議会の行事については見直しを行います。

■緑の少年団活動支援事業【産業振興課】

- ・緑と親しみ、緑を愛し、緑を育てる活動を通じて、互いに力を合わせて、社会に役立つ自主的な力を養います。町内4つの緑の少年団に助成を行います。

■南越前町青少年補導委員会補助金事業【教育委員会】

- ・南越前町青少年補導委員会の事業費に対し補助金を交付し、積極的な活動を促進します。
- ・各種イベントにて啓発活動や子どもの登下校の見守りを行い、年間 20 回以上の補導・啓発活動を実施します。

■青少年育成南越前町民会議補助金事業【教育委員会】

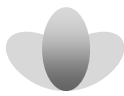
- ・青少年育成南越前町民会議の事業費に対し、補助金を交付し、積極的な活動を促進します。

■保育活動事業【保健福祉課】

- ・子どもと地域との関わりを深めるために、保育活動事業の一環として、老人保健施設への訪問や敬老会への出演等による世代間交流や、梅もぎや雑魚干しなどの体験活動を実施します。

■家庭教育講座開設事業【教育委員会】

- ・親が持つ子育ての課題や悩みを解消し、親と子どもがともに成長することを目的に、幼稚園、学校において保護者と子どもを対象に家庭教育講座を実施します。



基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備

基本施策① 良質な住宅・居住環境の確保

それぞれの家庭がそれぞれのライフスタイルに合わせて子育て生活を営んでいくため、子どもが健やかに生まれ育つ基本となる居住空間はとても重要なものです。優良な賃貸住宅や安心できる住宅情報を提供し、周囲の環境も含め、子育てしやすい、また子どもが快適に生活しやすい住環境の整備が必要です。

本町では、周辺環境に配慮した適切な維持管理とともに、新築・建替えにあたっては、地域環境との調和や、子どもの遊べる広場の確保など、多様なニーズや需要を踏まえ、良好な公的住宅の供給に努めます。

実施事業

■まちなかキッズルームの周知・活用【保健福祉課】

- ・親が乳幼児を連れて外出しやすいように、授乳やおむつ交換ができる場所を備えた「まちなかキッズルーム」の整備が進められています。子育てしやすいまちづくりの一環として周知を行うとともに、活用に努めます。

基本施策② 安全な道路交通環境の整備

現代社会においては、特に交通弱者である子どもに対しての交通安全教育を行い、交通事故に巻き込まれない対策が必要です。また、大人も含めた交通安全意識の高揚や、歩道・交通安全施設の設置により、交通事故のないまちづくりを進めることが、子どもの命を守ることに繋がります。

乳幼児を持つ家庭に向けて、様々な機会を通じてチャイルドシートの利用を促し、乗車中の子どもの安全確保に努めます。また子どもの通学時の安全のため、防犯灯の設置をはじめとした交通安全施設の整備、違法・迷惑駐車や放置自転車の防止、交通規制の適正化などにより、特に通学路を中心に良好な交通環境の確保に努めます。

実施事業

■チャイルドシート購入費補助金事業【総務課】

- ・チャイルドシート着用の促進を図るため、購入にかかる費用の一部を助成します。

■防犯灯整備事業補助金事業【総務課】

- ・地域の防犯環境を向上させるため、防犯灯の設置が必要な集落に対し補助金を交付します。

基本施策③ 子どもの遊び場の確保

子どもの健全育成のために、遊びや学習活動の拠点となる施設の整備は必要なものです。また、少子化により、年齢に関係なく、兄弟姉妹や地域の子どもの同士で遊ぶ機会が減少しています。多様な世代との交流は、遊びを通して友だちとの関わり方や、責任感、相手の立場に立って考えることなどを学ぶ機会になることから、身近なところで子ども同士がふれあえる遊びや交流の場を確保していくことが必要となっています。

本町では、子どもの健全育成の中核的役割として、地域の子どもの遊びや文化活動等の活動内容の充実にも努め、町立児童館の管理・運営を指定管理者に移行し、様々な年齢の子どもの同士で学び合える縦のつながりによる豊かな人間関係づくりを行います。また、放課後児童健全育成事業等の実施を通じ、子育て支援活動の充実にも努めます。その他、既存施設を活用し、子どもの遊び場の確保を進めていきます。

実施事業

■ウォーターランド南条入館料助成事業【教育委員会】

- ・3歳から15歳までの子どもを対象に、ウォーターランド南条温水プール入館料の一部を助成します。

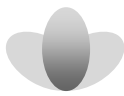
■南条児童館改築事業【保健福祉課】 ※新規事業

- ・現在の南条児童館は旧南条保健センターを未改修のまま児童厚生施設として運営しているため、児童館の機能を十分に発揮できていません。特に2階部分については利用する子どもの見守りが行き届かず事故誘発が懸念されています。

平成28年4月の南条認定こども園開園により、現在の南条幼稚園が不要となるため、当該施設を改修し活用することで質の高い地域特性を活かした児童館活動の充実と、子どもを安全に見守ることができる環境の整備を進めます。

■南越前町男女共同参画推進事業【教育委員会】

- ・男女共同参画についての意識向上を図るため、次世代セミナーを各中学校で実施します。



基本目標5 仕事と家庭の両立の推進

基本施策① 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

子育て家庭において、仕事と子育てを両立したい人、また家庭と子育てを優先し専念したい人など、近年の人々のライフスタイルや価値観は多様化しており、男女に関わらず、自分らしく楽しみながら子育てができる環境を社会全体で形成していく必要があります。

そのため、子育て家庭が仕事と家庭を両立し、ゆとりを持って子育てができるよう、働き方の見直しや、働く母親への理解、子育てに専念したいと思う母親や父親についての町民一人ひとりの理解を促す取り組みが必要となっています。

本町では、子育て家庭を社会全体で支えるという意識醸成を図り、仕事最優先の価値観や性別による役割分担意識を見直し、多様な生き方や働き方を選択できる職場環境づくりに向け、啓発活動を行います。また事業者に向けては、育児休業の取得促進について、関係機関と連携しながら、様々な機会と媒体を通じて制度の定着・活用を進めます。

実施事業

■ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの推進【保健福祉課】

- ・男女がともに、仕事と、家庭や子育てなどの仕事以外の活動をバランスよく調和させて暮らすことができるよう、社会全体で働き方や家庭生活を見直すための意識啓発に努めます。

基本施策② 結婚・出産へのきめ細かな支援

近年、出生数よりも死亡数が大きく上回る傾向にあります。ライフスタイルの多様化や未婚化、晩婚化が少子化を後押しする一因として考えられています。

こうした状況から本町では、男女の出会いや結婚・出産・定住を公的かつ経済的に支援しており、今後も引き続き充実に努めていきます。

実施事業

■若者出会い交流事業【保健福祉課】

- ・未婚率の上昇を抑制するため、若者に対し、自然な形で男女の出会い・交流ができる場を提供し、結婚を望む人を支援します。
- ・婦人福祉協議会主催の「若者合コン」事業への支援を行います。

■結婚相談事業【保健福祉課】

- ・結婚相談事業の実施に関し、婦人福祉協議会に事業費の一部を補助します。
- ・婚姻数は減少傾向にあるため、婦人福祉協議会だけに頼らず新たな取り組みの創設を検討します。

■南越前町結婚定住促進事業【保健福祉課】

- ・町内在住者の結婚を奨励し、その定住を促進し町の活性化に資することを目的とし、結婚祝金を支給します。(夫婦ともに40歳未満は10万円、夫婦どちらかが40歳以上は20万円)
- ・平成21年度から25年度までの延べ申請者数は138名であり、今後は祝金の金額の見直しを検討します。

基本施策③ 子育てを楽しむための意識啓発

本町における女性の就労率は、国や県と比べて非常に高く、出産、子育て期にあたる20歳台後半から30歳台前半にあっても、その就労率は80%以上を保っています。今後もより一層、固定的な性別役割分担意識を一人ひとりが見直し、働きながら子育てをしている家庭を支えていけるよう、意識啓発を促していく必要があります。また、働く女性の負担を軽減するためにも、男性の家事・育児参加を促進し、男女で協力しながら子育てを楽しむことのできる環境づくりが必要です。

男女ともに子育てを楽しみ、積極的に関わりが持てるよう、家庭生活においても男女が協力して家事・育児等を担うことの重要性について、様々な機会や媒体を通じて意識啓発に努めます。

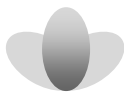
実施事業

■南越前町男女ネットワーク補助金事業【教育委員会】

- ・南越前町男女ネットワークが実施する講演会や広報誌などの事業の一部を補助します。

■南越前町男女共同参画推進事業【教育委員会】(再掲)

- ・家庭や学校生活における固定的性別役割分担を見直し、男女が互いを尊重する関係を意識づけるよう次世代セミナーを各中学校で実施します。



基本目標6 子どもの安全の確保

基本施策① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが犯罪に巻き込まれ、被害者になってしまうケースがないとは言い切れません。本町においても、地域によっては家屋が点在する場所や人の目が届きにくい場所など、犯罪につながる可能性のある死角がたくさんあります。普段から子どもの安全を守ることができるよう、防犯施設など環境面の整備に加え、地域の見守りや防犯意識の高揚、情報の共有などにより、被害を未然に防止する体制の強化が必要となっています。

そこで、犯罪等の抑止や未然防止のため、地域住民が主体となった地域の見守りネットワークの形成を目指し、子どもの見守り活動や迅速な情報の共有を支援しています。特に、PTA、町補導委員会や民生委員児童委員等、地域住民によるパトロールや登下校時の見守り活動により、通学路の危険箇所や人気のない場所の点検、確認を行い、子どもや地域へ注意の呼びかけを行っています。

実施事業

■南越前町民生委員児童委員協議会事業【保健福祉課】

- ・児童生徒が安全に安心して通学するための見守り活動の中心的存在である民生委員児童委員協議会との連携をさらに強化し、児童生徒が事件や事故に関わることを防ぐよう、地域や児童福祉施設、各小中学校との情報共有を進めます。

■南越前町防犯隊活動事業【総務課】

- ・安全・安心なまちづくりの推進のため、防犯隊による年末警戒、雑踏警備、防犯パトロールの実施を継続します。

■青少年育成南越前町民会議補助金事業【教育委員会】

- ・青少年育成南越前町民会議の事業費の一部を補助します。また、青少年を犯罪から守る啓発活動や研修会を年1回以上実施します。



基本目標7 特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進

基本施策① 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防、早期発見、早期治療を推進するため、妊婦及び乳幼児期の健康診査、学校における健康診断が重要です。

また、障害や発達に遅れのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の各関係機関が連携し、適切な医療、教育、支援サービスの整備、保護者に対する育児相談といった取り組みが求められています。

注意欠陥多動性障害（ADHD）や自閉症スペクトラム障害（ASD）といった発達障害は特に、社会的な理解を促進するために情報周知が必要であるとともに、保護者を含め、一人ひとりに応じたきめ細かな支援が必要となっています。

そのため、障害の発生を予防し、早期に適切な医療を行うための保健指導を充実させるとともに、医療・福祉・教育の連携を強化することで、障害に応じた一貫した治療や機能訓練を充実させています。また、障害のある子どもを持つ親の声を聞き、子どもへの適切な治療・対応を確保するため、個々の障害に即した相談・指導体制の充実を図っています。

教育においては、障害のある子どもも、障害のない子どもと一緒に楽しく過ごすことができ、また、能力を最大限に伸ばすことができるよう、個々の障害の実情に応じた指導内容や指導方法を工夫し、社会への適応力の育成に努めます。

実施事業

■心身障害児童クラブ育成事業【保健福祉課】

- ・障害のある子どもの放課後活動を通して集団活動や社会適応訓練を実施します。

■障害児保育事業【保健福祉課】

- ・重度の心身障害のある子どもを受け入れている保育所（園）には、障害のある子ども4人に対し1人の加配保育士を配置します。
- ・中・軽度の心身障害のある子どもを受け入れている保育所（園）には、障害のある子ども6人に対し1人の加配保育士を配置します。

■発達相談カウンセラー配置事業【保健福祉課、教育委員会】

- ・発達障害など対応の難しい子どもを支援するため、専門の発達カウンセラーを配置し、児童福祉の向上を図ります。
- ・平成26年度までに、認定こども園、幼稚園、保育所（園）での年間計14回の実施体制を整備しており、今後も継続します。

■心身障害児(者)団体親子の集い交付金事業(南越前町ひまわり会)【保健福祉課】

- ・南越前町ひまわり会の事業運営費の一部を補助します。

■障害児福祉手当(県事業)【保健福祉課】

- ・20歳未満で、重度の心身障害のため常時介護を必要とする在宅の障害のある子どもを養育している方に手当を支給します。

■特別児童扶養手当(県事業)【町民税務課】

- ・20歳未満で、障害のある子どもを養育している方に手当を支給します。

■重度障害者(児)医療費助成事業【町民税務課】

- ・重度障害者(児)に医療費の一部を助成することにより、重度障害者(児)の健康を保持し、福祉の増進を図ります。

■南越前町児童発達支援プログラム策定事業【保健福祉課】 ※新規事業

- ・リスクを持つ子どもの支援体制整備に向けた「障害児・病後児保育体制整備調査研究チーム(仮称)」を設置し、「南越前町児童発達支援プログラム(仮称)」を作成します。

基本施策② 児童虐待防止対策の充実

地域での見守り機能の低下や、相談する相手がなく孤立感を抱えている親や、子どもとの接し方がわからない親の増加など、家庭の子育て力の低下が指摘されています。子どもを虐待してしまう親の早期発見・早期対応につなげるためには、関係機関との連携だけでなく、地域の住民による見守りが重要です。

本町では、児童虐待の早期発見・早期対応、発生防止のため、日頃から子どもと接する機会がある福祉、保健、教育、警察等の各関係機関と連携し、南越前町要保護児童対策地域協議会を設置しています。

今後も引き続き、関係機関との連携を強化し、すべての町民に向けて虐待防止に関する啓発を行い、子どもの見守り・支援体制の充実を図ることが必要です。また、虐待や犯罪の被害に遭ってしまった子どもについては、その後の心身のケア、健全な育成をサポートする体制の整備が必要です。

実施事業

■南越前町要保護児童対策地域協議会事業【保健福祉課、教育委員会】

- ・保育所(園)や児童館、小中学校など、子どもの家庭生活の様子をうかがい知ることのできる関係施設の情報を福祉・警察等の専門機関に提供し、児童虐待を早期発見し、速やかに適切な対応をするために南越前町要保護児童対策地域協議会を開催します。

基本施策③ ひとり親家庭等の自立支援の推進

近年、婚姻数は減少、離婚数は増加の傾向がみられ、原因として社会環境や生活環境の多様化、また個人の価値観の変化などが考えられます。ひとり親家庭に対しては、母子自立支援員や民生委員児童委員、主任児童委員による見守りや相談体制を整え、関係する福祉団体等とも連携しながら、支援の輪を広げていく必要があります。また、特に小さな子どもを持つひとり親家庭では、家事・育児をはじめ、生活全般にわたっての負担が大きくなっています。さらに、母子家庭においては経済的自立に向けての支援が求められています。

本町では、ひとり親家庭に適切な助言・指導が行えるよう、母子自立支援員、民生委員児童委員等関係機関との連携を強化し、相談・指導体制の充実を図り、日常生活や経済的な支援制度の周知を行っています。

実施事業

■母子家庭等医療費助成事業【町民税務課】

- ・母子家庭等の父母と20歳未満の子どもが医療機関にかかった場合、窓口で支払われる医療費の一部を助成します。

■児童扶養手当(県事業)【町民税務課】

- ・18歳以下の子ども(障害のある子どもについては20歳未満)を育てている母子家庭等の父母または養育者及び障害のある父母に手当が支給されます。

■南越前町母子寡婦福祉会補助金事業【保健福祉課】

- ・町母子寡婦福祉会の活動費の一部を補助します。

■母子寡婦福祉資金貸付金事業(県事業)【保健福祉課】

- ・配偶者がなく20歳未満の児童を扶養している女子、配偶者がなくかつて母子家庭の母であった女子及び40歳以上で配偶者のない女子、母子福祉団体、父母のない児童に対し、生活の安定と向上及び福祉を推進するため、事業開始資金や修学資金などの貸付けを行います。

■母子家庭等日常生活支援事業【保健福祉課】

- ・母子家庭や父子家庭の父母などが、一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、生活援助や保育などのサービスが必要な場合、育児や食事の世話などを行う家庭生活支援員を派遣します。

■母子家庭等高校通学・授業料助成事業【保健福祉課】

- ・本町に住む母子家庭等の生活の安定に寄与することを目的に、母子家庭等の児童に対し高等学校等の通学等にかかる費用の一部を助成します。

第5章 推進体制

1 住民や地域、関係団体等との協働

本計画を実行性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発に努め、既存の活動などと連携を図りつつ、計画を推進します。

2 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる横断的な体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み、各施策や事業などについて、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえ、定期的な進捗管理及び評価を行います。

参考資料

1 南越前町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや南越前町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、町民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

(2) 調査概要

- 調査地域：南越前町全域
- 調査対象者：南越前町在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
南越前町在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生調査）
- 調査期間：平成26年2月3日（月）～平成26年2月10日（月）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	547	481	87.9%
小学生	281	265	94.3%
合計	828	746	90.1%

(3) 調査結果等の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。また、このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 設問の選択肢について長い文は簡略化している場合があります。

2 南越前町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て支援関係者等から広く意見を聴取するため、南越前町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 南越前町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

3 前項の団体及び機関の委員が子ども・子育て会議に出席できないときは、代理者を出席させ、その職務を代理させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員（第3条第3項の規定による代理者が出席したときは、当該代理者）が子ども・子育て会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、公務で子ども・子育て会議に出席した公務員又はそれに準ずる者に対しては、報償金を支払わない。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

3 部会において調査審議を行った事項については、子ども・子育て会議に報告しなければならない。

4 第6条及び次条の規定は、部会の会議及び運営について準用する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議において定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年1月16日から施行する。

(南越前町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 南越前町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱(平成17年南越前町訓令第35号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

別表(第3条関係)

区 分	団 体 名 等	充て職又は選任方法
行政機関委員	南越前町	副町長
	南越前町教育委員会	教育委員長
団体代表委員	南越前町社会福祉協議会	団体等からの推薦により選任
	南越前町民生委員児童委員協議会	
	南越前町母子寡婦福祉会	
	南越前町ひまわり会	
	南越前町婦人福祉協議会	
	南条郡校長会	
	南条郡PTA連合会	
	南越前町保育研究会	
	南越前町保育所保護者会	
	南越前町児童館児童厚生員	
南越前町地域活動連絡協議会		

3 南越前町子ども・子育て会議委員名簿

敬称略 順不同

団体名等	氏名	備考
南越前町	岩倉 光弘	
南越前町教育委員会	京藤 壽雄	
南越前町社会福祉協議会	齋藤 市左衛門	会長
南越前町民生委員児童委員協議会	今村 ゆみ子	
南越前町母子寡婦福祉会	笛吹 小夜子	
南越前町ひまわり会	畑 實	
南越前町婦人福祉協議会	三田村 壽恵	
南条郡校長会	小木 雅晴	
南条郡 PTA 連合会	田中 壮志	
南越前町保育研究会	中村 敬子	
南越前町保育所保護者会	青木 和枝	
南越前町児童館児童厚生員	木津 尚美	
南越前町地域活動連絡協議会	嶋崎 美穂子	

南越前町子ども・子育て支援事業計画

発行：南越前町 保健福祉課

福井県南条郡南越前町東大道 29-1

TEL:0778-47-8007 FAX:0778-47-3605